第3次鹿沼市教育ビジョン

令和9年度～令和13年度

（案）

令和8年11月現在

鹿沼市教育委員会

－目　次－

第１章　教育ビジョンの概要…… 1

1　策定の趣旨…… 1
2　計画の位置づけ…… 1
3　計画の期間…… 2
4　計画の進行管理…… 2

第２章　教育をめぐる社会の状況…… 3

1　人口減少と少子高齢化…… 3
2　情報化社会、グローバル化の進展…… 3
3　自然災害と感染症…… 4
4　「SDGs（持続可能な開発目標）」への取組…… 4
5　働き方改革の推進…… 4
6　教育に関する国・県の方向性…… 5

第３章　本市の教育に関する現状…… 6

1　学校教育に関すること…… 6
2　学校の施設等に関すること…… １４
3　生涯学習に関すること…… １７
4　図書館に関すること…… １９
5　文化振興に関すること…… ２０
6　スポーツ振興に関すること…… ２３

第４章　第２次教育ビジョンの取組状況…… ２８

第５章　本ビジョンの考え方…… ３７

第６章　施策体系…… ４３

第7章　各論（基本目標と具体的な取組）……４４

基本目標１　未来を拓く学校教育の推進……４５

基本施策１　確かな学びを育むこども主体の教育の充実……４５
基本施策２　豊かな心を育む教育の充実……４７
基本施策３　健やかな体を育む教育の充実……４９
基本施策４　持続可能な教育の推進……５１
基本施策５　誰一人取り残さない教育の推進……５３

基本目標２　次代につなぐ教育環境の充実……５５

基本施策６　快適さと持続可能な教育施設の充実……５５
基本施策７　豊かな学びを支える就学環境の充実……５７

基本目標３　地域とともに高める学びと協働活動……５９

基本施策８　地域ぐるみでこどもを育てる環境づくり……５９
基本施策９　多種多様な学びの機会と活動の場の提供……６１
基本施策１０　青少年の健全育成と社会参画の促進……６３
基本施策１１　全ての市民の生涯にわたる読書環境の充実……６５

基本目標４　歴史・文化芸術活動による豊かな心の育成……６７

基本施策１２　主体的な文化活動と特色ある文化の形成……６７
基本施策１３　過去から未来へとつなぐ歴史文化資源の継承……６９
基本施策１４　鹿沼らしさを発信する博物館等活動の推進……７１

基本目標５　スポーツでつくる健康都市の推進……７３

基本施策１５　スポーツによる身体活動促進と施設の総合管理……７３

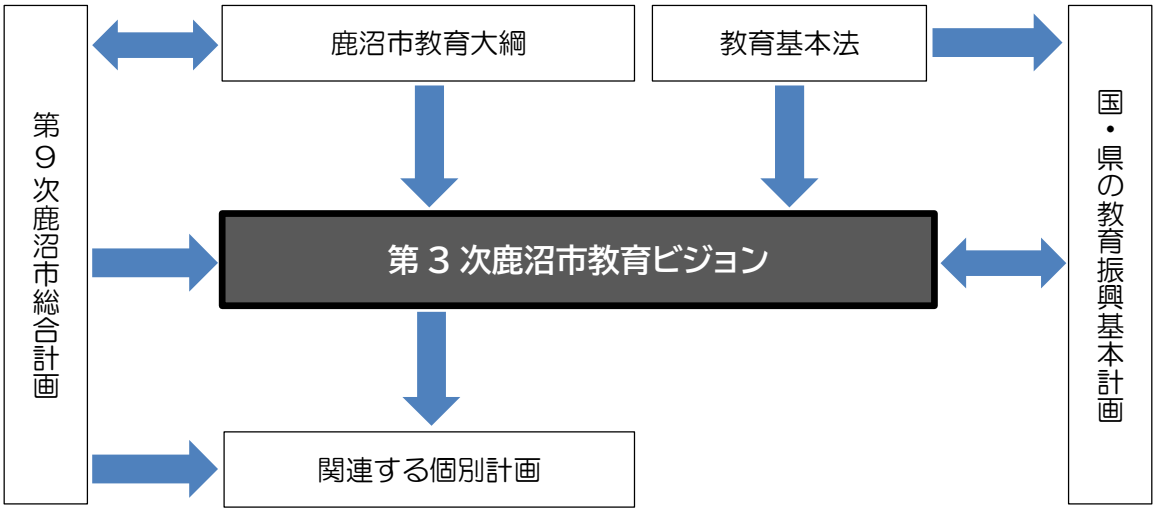
第１章　教育ビジョンの概要

1　策定の趣旨

本市では、教育基本法をはじめとする法令や国･県の教育指針等を踏まえ策定した第 2 次鹿沼市教育ビジョンに基づいて、教育に係る施策を進めてまいりました。来る令和 8(2026)年度末をもって現行計画の 5 年間の期間が満了することから、従前の教育ビジョンの基本方針を継承しつつ、予測困難な時代における DX・グローバル化の進展といった社会情勢、GIGA スクール構想に代表される国の教育施策の動向、複雑化・多様化する教育をめぐる環境・課題を総合的に考慮し、本市が将来的に目指す教育の基本理念と実行計画を明確化する目的で、第 3 次鹿沼市教育ビジョンを策定いたしました。

2　計画の位置づけ

本計画は、「鹿沼市教育大綱」や上位計画である「第 9 次鹿沼市総合計画」との整合、国・県の「教育振興基本計画」との調和を図りつつ、「教育基本法」第 17 条に基づく本市の教育振興基本計画として位置づけます。

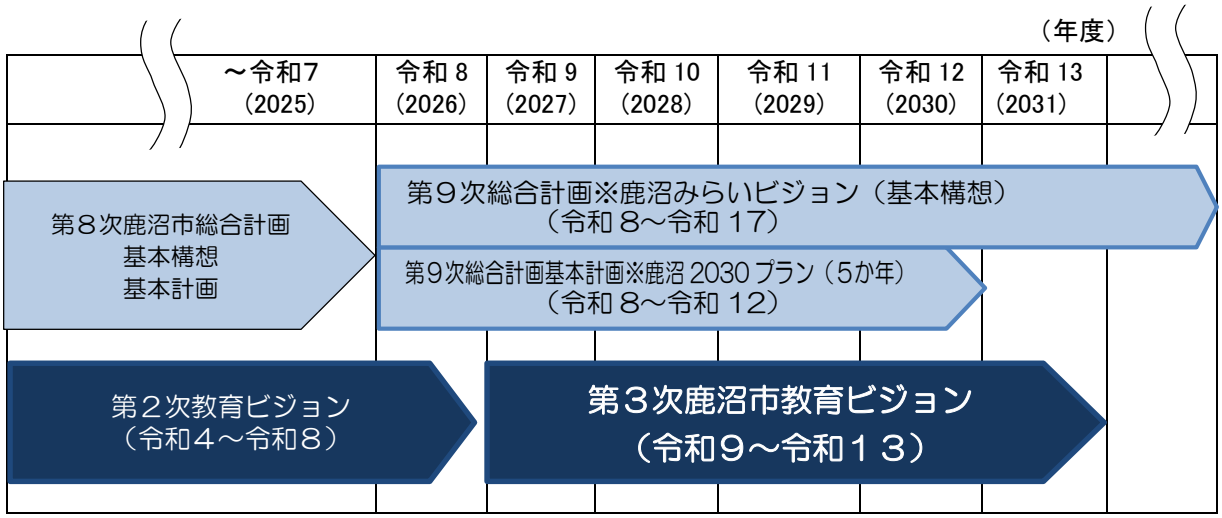


また、本市においては、持続可能な開発目標（SDGs）を支援しており、本ビジョンにおいては SDGs 全 17 の目標分野のうち、下記の **11** 分野に関わる施策内容を含んでいます。



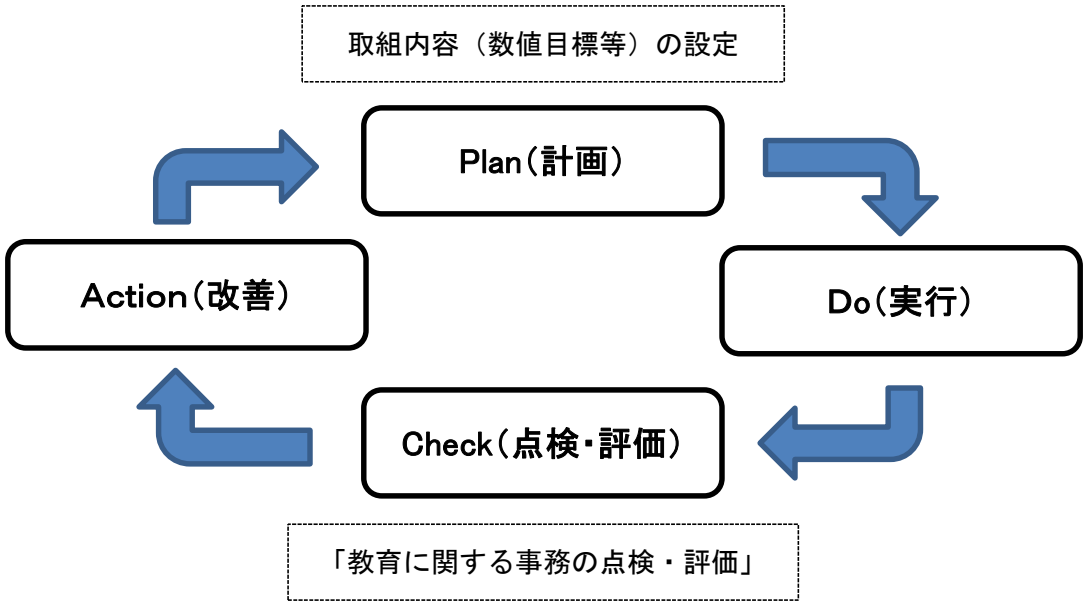
3　計画の期間

計画期間は、第９次総合計画基本計画「鹿沼 2030 プラン」を１年、後追いする、令和 9(2027)年度から令和 13(2031)年度の５年間とします。また、社会状況等の変化により見直しの必要が生じた場合においては、国や栃木県の動向を考慮しながら、適宜見直しを行います。



4　計画の進行管理

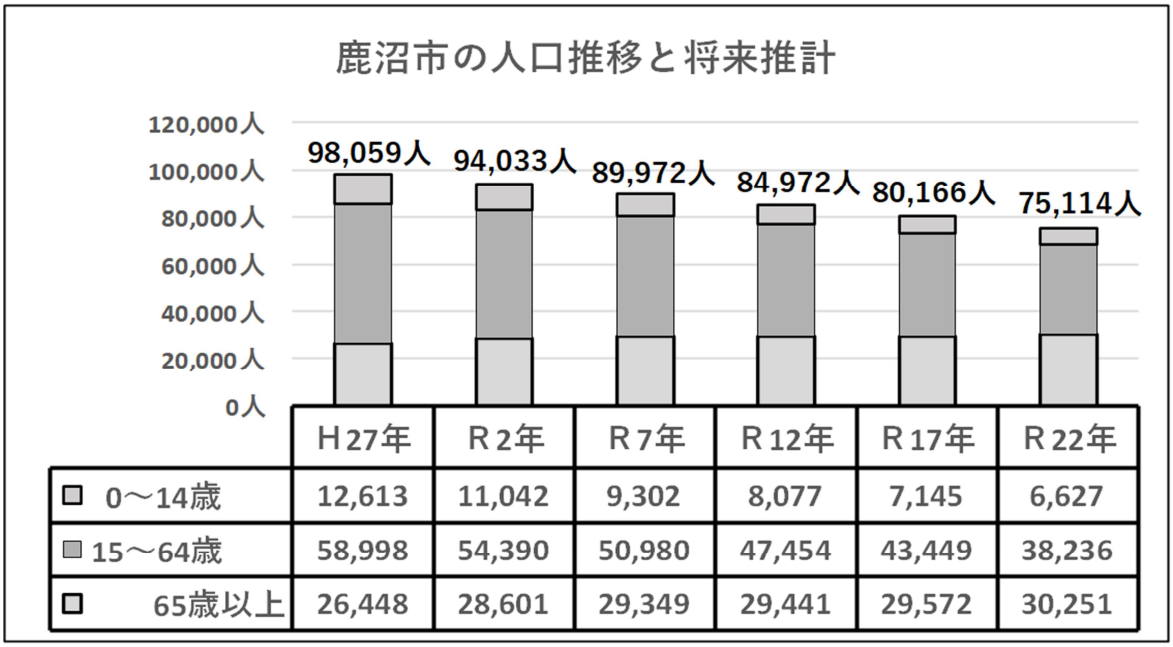
本計画に示された施策を効果的に推進するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条に基づき実施している「教育に関する事務の点検・評価」を活用します。施策および事業の進捗状況に関し、その実績や効果について自己評価を行うとともに、学識経験者による評価も活用しながら、ＰＤＣＡサイクルにより管理していきます。



第２章　教育をめぐる社会の状況

１　人口減少と少子高齢化

鹿沼市は少子高齢化の人口構成の変化に直面し、学校の小規模化や地域の担い手不足による文化財継承の困難など、持続可能性にかかる深刻な課題を抱えています。しかし、これはコンパクトで質の高いまちづくり推進の好機とも捉えられます。生産年齢人口の変化には、DX 推進や多様な人材活用が不可欠です。年少人口の減少は手厚い教育投資を促し、一方、増加する老年人口は豊富な経験と知恵を地域に還元し、多世代共生社会のモデルを築く契機となります。イノベーションと市民協働を通じて、地域経済や社会インフラを持続可能で魅力的に進化させ、未来への変革を選択し新たな価値を創造する重要な転換期といえます。



	H27年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年
0～14歳	12,613	11,042	9,302	8,077	7,145	6,627
15～64歳	58,998	54,390	50,980	47,454	43,449	38,236
65歳以上	26,448	28,601	29,349	29,441	29,572	30,251

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）

２　情報化社会、グローバル化の進展

現在、スマートフォンやタブレット端末が社会基盤として定着し、デジタル化が私たちの生活のあらゆる側面に浸透しています。AI 技術（生成 AI 含む）の飛躍的な進化、IoT※１やビッグデータ活用などが社会変革を加速させ、「超スマート社会（Society5.0※２）」を現実のものにしています。

さらに、情報通信技術の発展は国境を越えた人、モノ、情報、文化の移動を活発化させ、国際社会の相互依存関係を深化させています。激しく変化する社会において、的確な情報活用能力やデジタルリテラシー※３の育成、ICT※４を活用した教育の充実が不可欠です。多様な価値観を尊重し、異なる背景を持つ人々と共生・協働できる能力、複雑な地球規模課題に対し主体的に関わり、持続可能な未来を創造する力が求められます。

※１**IoT**：従来インターネットに接続されていなかった家電、自動車、工場設備、カメラなど、あらゆる「モノ」がネットに繋がり、互いに情報交換したり、遠隔操作されたりする仕組みや概念のことを指します。※２**Society5.0**：内閣府が提唱する、デジタル技術による快適で質の高い生活を送れる「超スマート社会」の実現を指します。※３**デジタルリテラシー**：デジタル技術やツールを効果的かつ安全に活用するために必要な知識、スキル、態度（考え方）の総称です。※４**ICT**： IT に加えて「通信」や「コミュニケーション」の側面が強調され、情報の「伝達」や「共有」まで含めたより広範な概念として使われます。特に日本やヨーロッパでは、社会全体の情報化推進という文脈で「ICT」という言葉が積極的に使われています。

3　自然災害と感染症

近年、気候変動の影響による異常気象や大規模地震など、自然災害が激甚化・頻発しています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的パンデミックは、人々の行動様式や社会経済活動に大きな変容を促し、教育現場においてもオンライン学習の普及など、新たな学びのあり方を提示しました。感染症対策は社会に定着し、新たな感染症の発生やパンデミックへの備えが常態化しています。

こうした自然災害の激甚化や新たな感染症の発生、複合的な危機が常態化する中で、社会全体のレジリエンス（回復力）強化が求められています。こどもたちが安全安心に学び、健やかに成長できるよう、教育活動全体を通じて危機管理と適応能力の育成を図ることが不可欠です。

4　「SDGs（持続可能な開発目標）」への取組

グローバル化の進展により、各国が相互に影響し合う中で、気候変動や貧困、格差など、地球規模での複雑な課題が顕在化しています。こうした状況を踏まえ、平成 27(2015)年の国連サミットで「誰一人取り残さない」という原則のもと、17 のゴールからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。

SDGs は、経済・社会・環境の三側面を「統合的に」捉え、「普遍的な課題」として先進国・途上国を問わず全ての国々が取り組む、持続可能な社会への変革を目指す羅針盤です。特に教育は、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と謳われ、全ての目標達成の基盤となります。未来の担い手であるこどもたちが、SDGs を自分ごととして捉え、行動できるよう、教育活動全体を通じて意識を高めることが求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

5　働き方改革の推進

少子高齢化や労働人口減少が続く中、多様な働き方へのニーズが高まり、社会全体で働き方改革の推進が不可欠となっています。特に学校現場では、教職員の過重な業務負担が深刻な課題であり、教職員が心身ともに健康を保ち、専門性を最大限に発揮できる環境整備が急務となっています。学校の働き方改革は、ICT 活用による業務効率化や、家庭・地域、外部専門機関との連携強化を通じて、教職員が本来の教育活動に専念し、その専門性を十分に発揮できる環境を創出することを目的とします。

教職員がウェルビーイング※を実感し、資質・能力を向上させることで、こどもたち一人一人の「個別最適な学びと協働的な学び」を実現する質の高い教育を提供できるよう、持続可能で魅力ある学校運営体制を確立することが求められます。

※ウェルビーイング：単に不満がない、病気ではないといった消極的な状態ではなく、心身ともに満たされ、幸福で、充実していると感じる積極的な状態を、自分自身で認識できることを指します。

6　教育に関する国・県の方向性

（1）国の動向

○第 4 期教育振興基本計画（令和 5 (2023)年度～令和 9 (2027)年度）

AI・デジタル技術の急速な進展、グローバル化の深化、気候変動問題、少子高齢化、そして人々の価値観の多様化といった不確実性の高まりに対応し、未来を切り拓くための教育のあり方として、第 3 期計画から継承された「自立」「協働」「創造」の方向性を踏まえ、「一人一人の可能性を最大限に引き出し、より良い社会を共に創り出す教育」を目指しています。

≪個人と社会の目指すべき姿≫

（個人）自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成

（社会）一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

≪今後の教育政策に関する基本的な方針≫

1　「個別最適な学びと協働的な学び」の一体的な充実
2　多様な教育機会の確保と質の向上、誰一人取り残されない学びの保障
3　教職員の資質・能力向上と働き方改革
4　地域とともにある学校づくり
5　国際競争力の強化とグローバル社会への貢献

○現行学習指導要領下における教育 DX の推進と ICT 活用

Society 5.0 時代の教育は、AI、SDGs、多様性への対応が前提です。「個別最適・協働的な学び」の深化、デジタル社会を生き抜く「情報活用能力」や「デジタル・シティズンシップ」※ 1 育成が中心的課題です。探究・STEAM 教育※ 2 推進や ESD※ 3 強化も重要な柱です。これらは教員の働き方改革・負担軽減とも一体的に捉えられます。ICT 活用は、教育の質向上と教員負担軽減に向けた国家戦略であり、データ・AI 利活用が中核を担います。

※ 1 **デジタル・シティズンシップ**：デジタル社会において、市民として適切かつ責任ある行動をとるための知識、スキル、態度、価値観の総称。※ 2 **STEAM 教育**：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Arts（芸術・リベラルアーツ）、Mathematics（数学）の頭文字を取った造語。変化の激しい現代社会や未来において、こどもたちが自ら課題を発見し、論理的思考力と創造性を組み合わせて解決できる能力を育むこと。※ 3　**ESD**：現代社会が抱える地球規模の課題（環境問題、貧困、人権、平和など）を認識し、その解決のために行動できる思考力や行動力、そして新しい価値観を育む教育の総称。

（2）県の動向

○とちぎ教育ビジョン（2026－2030）

栃木県は、国の「第 4 期教育振興基本計画」（令和 5 (2023)年 6 月 16 日閣議決定）の内容を参酌しながら、令和 22(2040)年以降の社会を見据えた、今後 5 年間の本県教育行政の基本方向を示す「とちぎ教育ビジョン（2026 - 2030）」を策定し、現在運用を進めています。

「誰もが自分の可能性を開花させ ともに未来を描く とちぎの教育を実現します 」を基本理念として、「誰もが安全に安心して学べる学校をつくる」、「ともに幸せや生きがいを感じる社会を創る力を育む」、「新たな価値を創造する力を育む」、「ふるさとの未来を担う力を育む」、「未来を見据えた質の高い教育環境をつくる 」、を基本目標とし、教育施策を展開しています。

第３章　本市の教育に関する現状

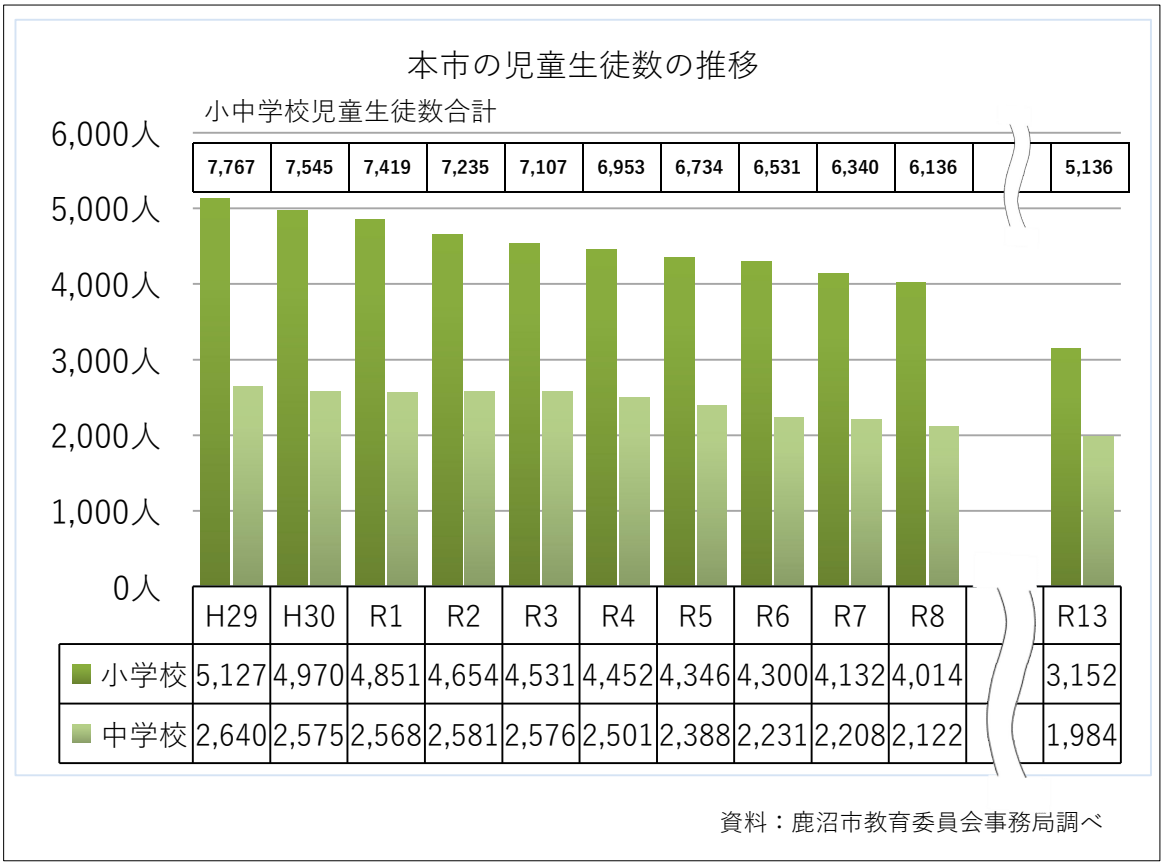
１　学校教育に関すること

（1）　児童生徒数の推移と学校再編について

ア　児童生徒数の現状と推移

令和 8(2026)年 5 月 1 日現在の本市の小中学校数は、小学校 24 校、中学校 10 校の計 34 校で、児童生徒数は、小学校 4,014 人、中学校 2,122 人の計 6,136 人となっています。

今後の児童生徒数を推計すると、令和 13(2031)年度には、小学校 3,152 人、中学校 1,984 人の計 5,136 人になるものと予測され、令和 8（2026）年度から令和 13（2031）年度までの減少率は、全体で 16.3%（小学校：21.5%、中学校：6.5%）と見込まれます。



	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R13
小学校	5,127	4,970	4,851	4,654	4,531	4,452	4,346	4,300	4,132	4,014	3,152
中学校	2,640	2,575	2,568	2,581	2,576	2,501	2,388	2,231	2,208	2,122	1,984

資料：鹿沼市教育委員会事務局調べ

イ　学校再編の現状について

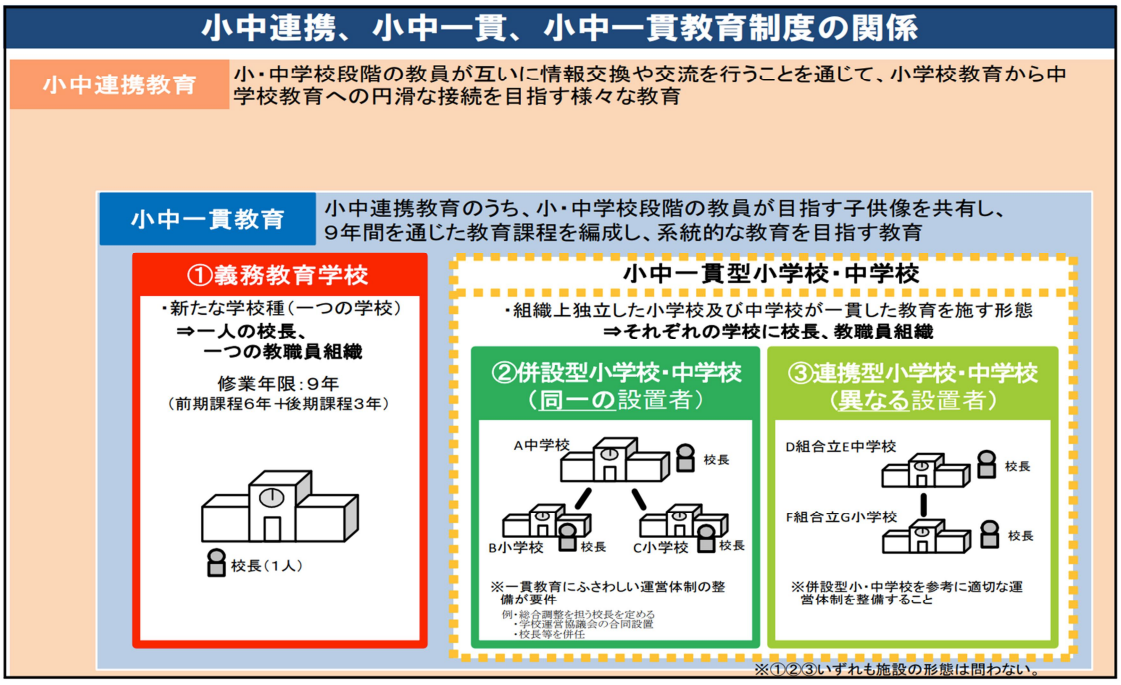
本市においても、全国的な傾向と同様、児童生徒数の減少及び学校の小規模化が進行していることから令和 6(2024)年 11 月に「鹿沼市立小中学校再編計画【2024～2033】」を策定し、小中学校の再編を計画的に進めています。学校や学級を適正規模化することは、こどもたちが様々な人との出会いを通して、新たな考え方や価値観に触れることで、お互いを理解し、支え合い、協力することを学び、「自立と共生の力」を育める環境が整うこ

とになります。学校再編を進めていく上では、こどもたちの良好な教育環境の実現を最優先とし、保護者や地域住民との十分な合意形成に努めながら、将来を見据えた市全域的な視点から検討、協議を行っています。

近隣の学校を統合することによって適正規模を保つだけでなく、多様化・複雑化する学校現場の課題に対応するため、平成 28(2016)年度に新たに制度化された小中一貫教育を行う小中一貫校を南押原地区に設置することや、義務教育学校を北犬飼地区に設置することを計画しています。

No	学校名	前期 R6	前期 R7	前期 R8	前期 R9	前期 R10	後期 R11～R15
1	西小学校 加園小学校	説明会 合意形成	開校準備会（２年間）		統合校 スタート		校舎整備
2	西中学校 加蘇中学校 南摩中学校	説明会 合意形成	開校準備会（２年間）		統合校 スタート		
3	粟野小学校 清洲第１小学校 清洲第２小学校 永野小学校 粕尾小学校	説明会 合意形成	開校準備会（３年間）			統合校 スタート	
4	南摩小学校 上南摩小学校	地区検討会 再編方針の決定	開校準備会（３年間）			統合校 スタート	
5	菊沢西小学校 板荷小学校	地区検討会 再編方針の決定	開校準備会（３年間）			統合校 スタート	
6	北中学校 板荷中学校	地区検討会 再編方針の決定	開校準備会（３年間）			統合校 スタート	
7	南押原小学校 楡木小学校 （みなみ小学校） 南押原中学校	説明会	地区検討会 再編方針の決定	開校準備会（３年間）			小中一貫教育 スタート
8	石川小学校 津田小学校 池ノ森小学校 （さつきが丘小学校） 北犬飼中学校	説明会	地区検討会 再編方針の決定	開校準備会（６年間）			義務教育学校 スタート 校舎整備

資料：鹿沼市立小中学校再編計画（前期実施プランの実施スケジュール）



資料：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」より

（2） こどもたちの学力

ア　全国学力・学習状況調査

文部科学省は、平成 19(2007)年度から小学校第 6 学年の児童と中学校第 3 学年の生徒を対象に、児童生徒の学力や学習状況を把握･分析し、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として、「全国学力・学習状況調査」※を実施しています。

イ　本市の調査結果

国語と算数・数学の 2 教科の調査結果を全国平均正答率と比較すると、本市の小中学生の令和 8(2026)年度の学力の状況は、小学校では全国平均正答率に比べると国語はやや劣る、算数は劣るという結果が出ております。中学校では、全国平均正答率に比べると国語は同程度、算数はやや劣るという結果が出ております。また、令和 8 (2026)年度に実施された児童生徒質問紙調査の結果では、本市の小中学生は、「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。」の肯定的割合は、全国と同程度となっております。

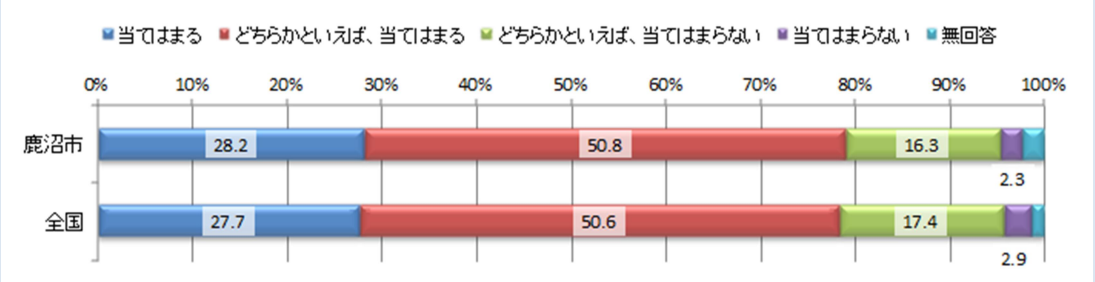
ウ　今後の取組

複雑で予測困難な社会で生き抜くこどもたちの資質・能力の育成に向けて、今後も教員の指導力の向上を図っていきます。こどもたちの主体的な学びにつながるよう、こどもにとって魅力ある授業づくりや「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善などを促進する取組を今後も推進していきます。

本市の「全国学力・学習状況調査」の推移　（全国平均正答率との比較）

	小学校国語	小学校算数	中学校国語	中学校数学
R4	やや劣る	やや劣る	同程度	やや劣る
R5	やや劣る	やや劣る	同程度	やや劣る
R6	やや劣る	劣る	同程度	同程度
R7	やや劣る	やや劣る	同程度	同程度
R8	やや劣る	劣る	同程度	やや劣る

授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。



資料：令和８年度　全国学力･学習状況調査の結果より

※全国学力・学習状況調査　小学校第６学年の児童、中学校第３学年の生徒を対象とし、教科に関する調査（国語、算数・数学等）と、生活習慣や学校環境に関する質問紙調査による調査。

（3） こどもたちの体力

ア　全国体力・運動能力、運動習慣等調査

スポーツ庁が令和７(2025)年度に小学校第５学年と中学校第２学年を対象に実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析すると、本市小中学生の現状は以下のとおりです。

体格については、肥満傾向にある児童生徒の割合が高い状態となっています。また、体力・運動能力においては、女子に比べて男子は小・中学校ともに半数以上の種目で全国平均を下回る結果となりました。種目別に見ると、小中学生の男女ともに「反復横跳び（敏捷性）」や「２０ｍシャトルラン（全身持久力）」は全国を上回っているものの、「長座体前屈（柔軟性）」は全国を下回っています。

意識や生活習慣については、「運動が好き」と回答した割合が男女ともに全国より低くなっています。しかし、「１週間の総運動量」が多いこどもほど体力得点が高い傾向が見られるほか、朝食摂取の有無、テレビやゲーム、スマートフォン等の使用時間といった生活習慣も体力と深く相関していることが明らかになりました。

イ　体力向上に向けた取組

こどもの体力向上を図るためには、小学校体育科及び中学校保健体育科の授業の充実を図り、運動の本質的な楽しさを味わわせながら『運動好き』なこどもを育成していくとともに、保健を含めた全ての教科及び学校行事等との関連を図りながら、運動は健康に重要な役割を果たすことを理解させる必要があります。

また、体力だけでなく「知・徳・体」をバランスよく育成することが重要であることから、各学校において体力面や健康面の課題を明確にし、家庭や地域との連携を図りながら、全校体制で計画的に取り組んでいくことが求められます。

本市の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果（全国平均との比較）

		小学校第５学年		中学校第２学年	
		男　子	女　子	男　子	女　子
体格	身　長	高い ↗	高い ↗	高い ↗	高い ↗
	体　重	重い ↘	重い ↘	重い ↘	重い ↘
体力・運動能力	握　力	下回る ↘	上回る ↗	下回る ↘	上回る ↗
	上体起こし	下回る ↘	上回る ↗	下回る ↘	上回る ↗
	長座体前屈	下回る ↘	下回る ↘	下回る ↘	下回る ↘
	反復横とび	上回る ↗	上回る ↗	上回る ↗	上回る ↗
	20mシャトルラン	上回る ↗	上回る ↗	上回る ↗	上回る ↗
	５０m走	下回る ↘	下回る ↘	下回る ↘	上回る ↗
	立ち幅跳び	下回る ↘	下回る ↘	下回る ↘	上回る ↗
	ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ／ﾊﾝﾄﾞﾎﾞｰﾙ投げ	下回る ↘	下回る ↘	下回る ↘	上回る ↗

データ：スポーツ庁「令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

※全国体力･運動能力、運動習慣等調査　全国の小学校第５学年と中学校第２学年を対象とした、８種目の体力・運動能力調査と、運動に関する意識や生活習慣などに関する質問紙調査からなるもの。

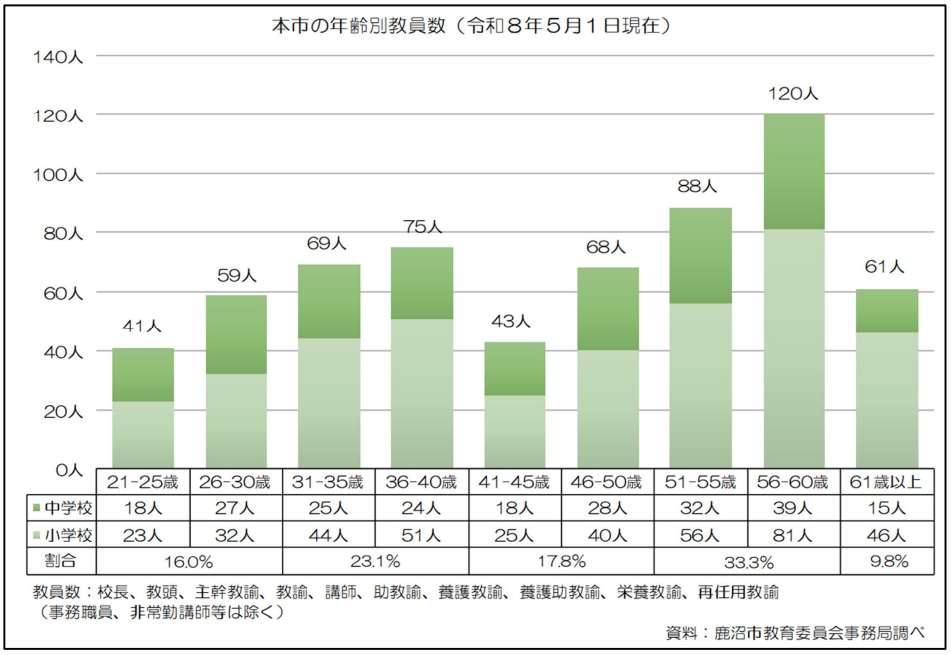
（4） 教員の現状

ア 年齢構成の偏り

令和 8 (2026)年 5 月 1 日現在の本市の小中学校数は、小学校 24 校、中学校 10 校の計 34 校であり、小学校教員は 398 人、中学校教員は 226 人で合計 624 人となっています。

その年齢別の内訳は、21 歳から 30 歳までが 16.0%、31 歳から 40 歳までが 23.1%、41 歳から 50 歳までが 17.8%、51 歳から 60 歳までが 33.3%、61 歳以上が 9.8%となっています。特に、51 歳以上の教員の割合が多く、全体の 43.1%を占めています。また、小学校では、51 歳以上の教員が全体の 46.0%になっています。

全体的に 41 歳から 50 歳までの年齢層が薄く、定年延長や再任用制度に伴い 60 歳以上の教員が増えていることから、教員の年齢構成の二極化が続いています。



	21-25歳	26-30歳	31-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61歳以上
中学校	18人	27人	25人	24人	18人	28人	32人	39人	15人
小学校	23人	32人	44人	51人	25人	40人	56人	81人	46人
割合	16.0%		23.1%		17.8%		33.3%		9.8%

教員数：校長、教頭、主幹教諭、教諭、講師、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、再任用教諭
（事務職員、非常勤講師等は除く）

資料：鹿沼市教育委員会事務局調べ

イ 時間外在校等時間の現状

令和 7 (2025)年度の市内小中学校の教職員の時間外在校等時間（月平均）は、小学校 33 時間 00 分、中学校 47 時間 43 分となっています。月 45 時間を超える教職員の割合は、小学校 25.7%、中学校 52.1%となっており、特に中学校において時間外在校等時間が多くなっています。月 80 時間を超える教職員も小学校で 1.7%、中学校においては 13.9%おり、教職員が心身ともに健康な状態でこどもたちと向き合う時間を増やすためにも、教職員の働き方改革の推進が求められています。

（5） 部活動の現状

学校部活動は、体力や技能の向上、生徒同士や教員等との人間関係の構築、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養などに寄与してきたほか、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ場として大きな役割を担ってきました。しかし、少子化の影響や価値観の多様化などにより、従前と同様の運営が難しくなってきているため、学校部活動に代わって地域全体で子どもたちの活動を支える地域クラブ活動への展開が求められています。

（６） 外国につながりのある児童生徒について

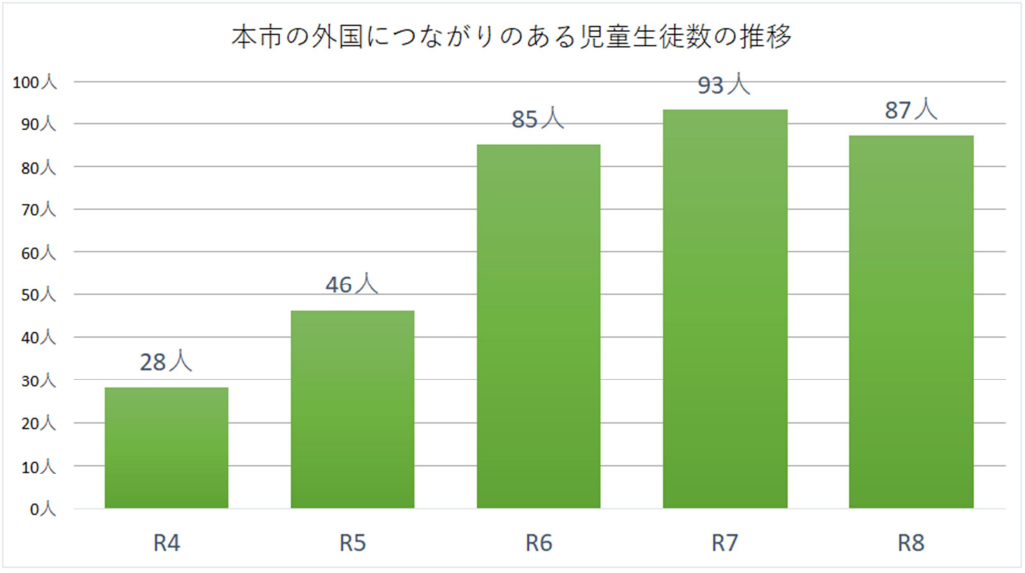
ア　本市の状況

近年、全国的に外国につながりのある児童生徒数が大きく増加しており、本市においても同じような傾向が見られます。そのため、外国につながる児童生徒がいつ編入してきても受け入れられる全校的な体制づくりや多文化共生の学校づくりが重要になっています。

外国につながる児童生徒には、日常生活で使う「生活言語」は身についていても、授業で使う「学習言語」を理解することに困難を抱えている児童生徒もいれば、言葉の理解は十分でも、日本の学校文化に馴染みがないことにより周囲の助けが必要である児童生徒もいたりと、支援のニーズは様々です。そのため、学校は多様な言語的・文化的背景の異なりに対する配慮や支援が必要になっています。

本市においては、令和８(2026)年度(5 月 1 日現在)在籍する外国につながりのある児童生徒は 87 名おり、つながりのある国はパキスタン、ベトナムが多く、その他、フィリピン、ブラジル、中国、バングラデシュ、ナイジェリアと多様になっています。

令和 22(2040)年には日本の総人口の１割が外国人住民が占める可能性があり、外国につながる児童生徒数は、本市においても今後さらに増えていくと考えられます。



資料：鹿沼市教育委員会事務局調べ

イ　本市の課題

本市には、外国人児童生徒教育拠点校に東小、さつきが丘小、北犬飼中学校の３校を指定し、日本語指導教室を設置しています。しかし、６割以上の児童生徒が拠点校以外に在籍しており、各学校において、個別に対応しています。外国につながりのある児童生徒が増加し、多国籍化する中、教員に過度の負担があることや各校の状況によっては対応が難しく、児童生徒に必要な支援や教育が十分行き届かない可能性が考えられます。

今後、どの学校においても児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、拠点校における日本語指導教室の充実を図るとともに、拠点校以外に在籍している児童生徒も十分な支援を受けられるよう市全体で支援体制を充実させていく必要があります。

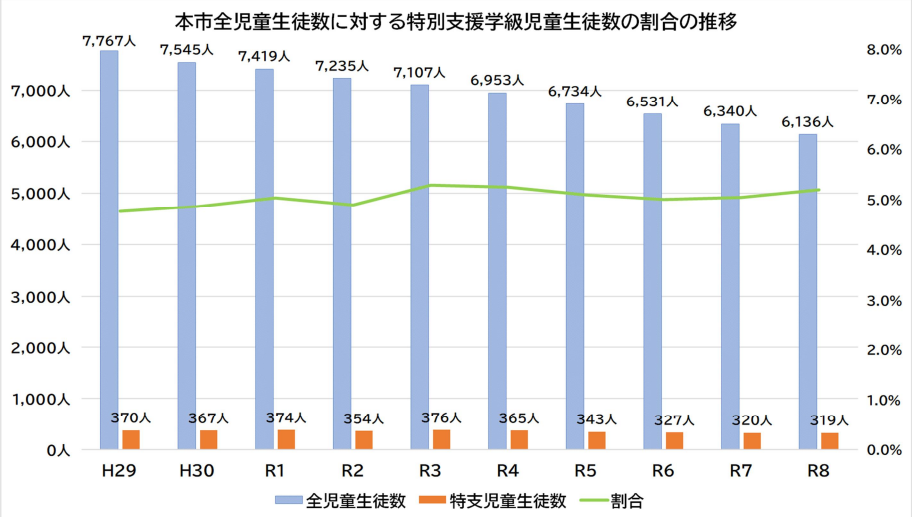
（7）特別支援教育について

ア　国の動向

平成 19(2007)年 4 月学校教育法に「特別支援教育」が位置付けられ、障がいのあるこどもへの教育をさらに充実させることや、平成 28(2016)年 4 月「障害者差別解消法」が施行され、過重な負担がない範囲で合理的な配慮を提供することが求められています。令和 3 (2021)年「令和の日本型学校教育の構築を目指して（答申)」では、障がいのあるこどもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点で、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行うものとされています。インクルーシブ教育システムの理念を構築し、障がいの有無に限らず可能な限り共に教育を受けられる条件整備や、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があるとされています。令和 7 (2025)年の中央教育審議会教育課程企画特別部会論点整理では、多様なこどもたちの「深い学び」を確かなものにするために、「多様性の包摂」というキーワードが 3 本柱の 1 つに掲げられ、一人一人の個性が輝く教育の実現を目指す方向性となっています。

イ　本市の課題

障がいの有無に限らず、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指し、それぞれのこどもが、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるよう特別支援教育を推進しています。特別支援教育は全ての児童生徒への教育の在り方に関わるものです。そのため、”通常の学級・通級による指導・特別支援学級”という多様な学びの場が連続性を持ち、全ての場において個別の教育的ニーズに応じた合理的配慮を行うことができるようにしなくてはなりません。本市においては、児童生徒数が減少している中、特別支援学級の児童生徒数は過去 5 年間ほぼ横ばいとなっています。特別な教育の場を適切に設置・活用しながら、全てのこどもたちが共に学べるため仕組みを整え、全ての学びの場において全教職員が合理的配慮を提供できるよう努めなければなりません。そのため、本人・保護者の教育的ニーズを的確に把握し、一人一人の自己有用感を高め、将来の自立を目指した教育をしていくことが必要です。



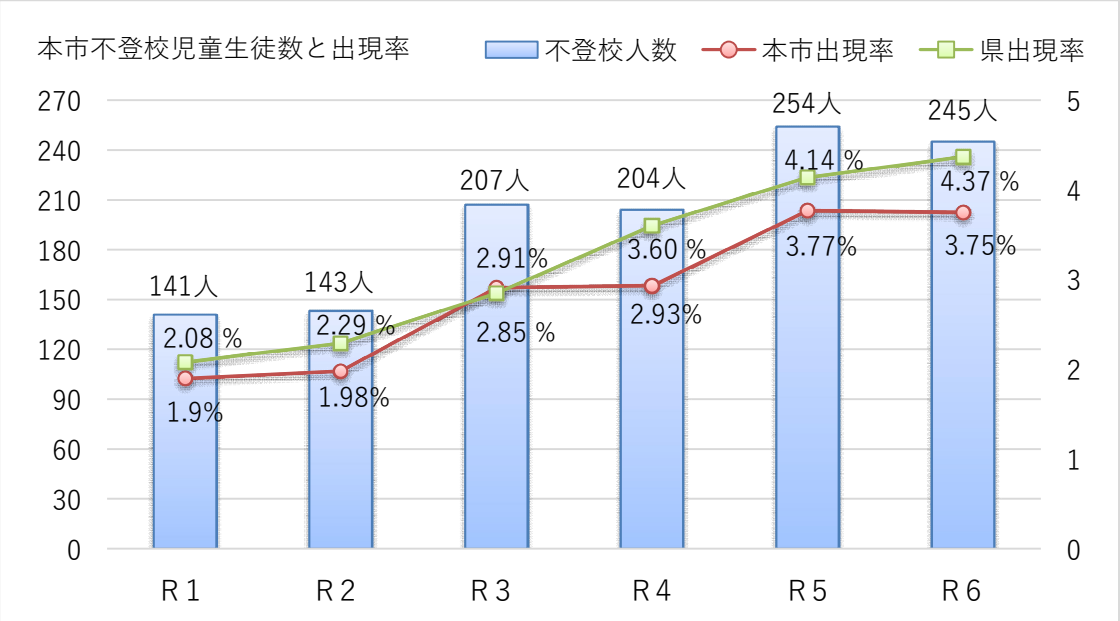
資料：鹿沼市教育委員会事務局調べ

（8）不登校児童生徒について

ア　本市の現状

不登校については、『何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは、社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう』と定義されています。

下のグラフは本市の令和元(2019)年度から令和６(2024)年度の５年間の不登校児童生徒数及び出現率を表しています。不登校人数は２年毎に増加と微減を繰り返しており、６か年を通して見ると増加傾向にあります。しかし、出現率で比較すると、令和４(2022)年度からの令和６(2024)年度の３年間において、県の数値を下回っています。



資料：鹿沼市教育委員会事務局調べ

イ　本市の課題

令和５(2023)年３月３１日付で文部科学省より出された『COCOLO プラン』において、誰一人取り残されない学びの場について明示されました。また、令和７(2025)年３月にとりまとめられた「栃木県不登校総合対策の方向性」において、未然防止、初期対応、不登校児童生徒への支援の３つの視点について、不登校児童生徒の状況に応じた支援を行うことができるよう、更なる支援体制の充実を図ることについて明示されました。

これらの方針を受け本市では、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指せるよう、学校と鹿沼市教育支援センターとの連携をさらに強化し、不登校支援の輪をさらに広げていくことが喫緊の課題となります。具体的には、校内教育支援センターの拡充や、市教育相談室における相談事業の充実、アメニティホームの機能充実などを通して、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる「居場所」づくりを中心とした取り組みを、効果的に推進していくことが必要です。

２　学校の施設等に関すること

（１）教育の ICT 環境の整備状況

令和元(2019)年に開始された GIGA スクール構想に基づき、教職員負担軽減のため校務支援システムの導入や児童生徒１人１台タブレット端末の導入、高速回線への校内 Wi-Fi 環境の整備、普通教室全クラスへの大型ディスプレイの導入など小中学校における ICT 環境の整備が急速に進みました。

今後は、円滑な授業及び学校運営のため、ICT 機器の適切な更新を行いつつ、引き続き教員の技術力向上等の継続的な ICT 支援体制を行う必要があります。また、新たな GIGA スクール構想としてクラウド型の次世代校務支援システムを導入するにあたり、必要なネットワーク環境の整備を進める必要があります。

（２）　学校施設の現状

ア　施設の現状

本市の学校施設は、長寿命化事業の対象基準となる築 40 年を超える施設が、校舎で 50%、屋内運動場で約 44%を占めるなど、深刻な老朽化が進行しており、教育環境の質的向上が喫緊の課題です。

これに対し、これまで本市では計画的に給排水設備の整備や屋内運動場の長寿命化改修を実施し、施設の安全性・機能維持に努めてきました。また、照明器具の LED 化、普通教室や特別教室への空調設置、令和 7(2025)年度からは、屋内運動場への空調設置も開始し、年間を通して児童生徒が安全かつ快適に体育活動や集団活動に取り組める環境を整備してきました。

今後も学校施設の更新時期のピークが続く中、多様なニーズに応じた教育環境の向上と長寿命化に向けた一体的な整備が引き続き求められるとともに、学校再編による統合校の施設整備といった新たな対応も求められています

イ　施設の課題

建物の経年劣化による雨漏りや内外装の機能低下、施設の長寿命化改良や給排水設備更新、非構造部材の耐震対策としてガラス飛散防止対策が課題となっています。

また、児童生徒が健やかに学校生活を送れる環境整備としてトイレの洋式化や、障がいのある児童生徒等も安心して学習・生活することができるようにするためのバリアフリー化に向けた施設整備を行っていく必要があります。

小中学校施設（校舎・屋内運動場）の建築時期及び築年数

学校名	校舎建築時期	校舎築年数	屋内運動場建築時期	屋内運動場築年数	学校名	校舎建築時期	校舎築年数	屋内運動場建築時期	屋内運動場築年数
中央小	H22.9	16 年	H23.6	15 年	楡木小	S48.7	53 年	S51.3	50 年
東小	S54.8	47 年	S51.3	50 年	みなみ小	S56.2	45 年	S57.1	44 年
西小	S47.3	54 年	S47.3	54 年	粟野小	H26.3	12 年	H26.10	12 年
北小	S10.8	91 年	S50.3	51 年	清洲第１小	H8.3	30 年	S53.12	48 年
菊沢東小	S52.12	49 年	H17.12	21 年	清洲第２小	S60.1	41 年	S61.7	40 年
菊沢西小	H2.3	36 年	H15.11	23 年	永野小	S48.3	53 年	S55.12	46 年
石川小	S59.2	42 年	S62.8	39 年	粕尾小	S46.7	55 年	S55.2	46 年
津田小	S63.3	38 年	H14.12	24 年	東中	H13.10	25 年	H24.3	14 年
池ノ森小	H1.4	37 年	H1.3	37 年	西中	H16.12	22 年	H20.2	18 年
さつきが丘小	S50.4	51 年	S53.3	48 年	北中	S49.3	52 年	S52.1	49 年
みどりが丘小	H4.12	34 年	H4.12	34 年	北犬飼中	S49.3	52 年	S60.2	41 年
北押原小	S57.12	44 年	S62.2	39 年	北押原中	S61.6	40 年	H29.3	9 年
加園小	H6.9	32 年	H6.11	32 年	加蘇中	H1.3	37 年	S54.2	47 年
板荷小	H2.5	36 年	S62.2	39 年	板荷中	H7.7	31 年	S55.2	46 年
南摩小	S62.3	39 年	S63.2	38 年	南摩中	S61.8	40 年	S53.2	48 年
上南摩小	H3.5	35 年	H1.1	37 年	南押原中	S60.2	41 年	H7.12	31 年
南押原小	S63.7	38 年	S51.3	50 年	粟野中	H14.10	24 年	H14.10	24 年

※表の網掛けは、過去に大規模改修を行った施設です。

資料：鹿沼市教育委員会事務局調べ

＜参考＞

主な教育関連施設の建築時期（小中学校以外の施設）

施設名	建築時期	施設名	建築時期
市民情報センター	平成11年11月	市民文化センター	昭和59年10月
文化活動交流館	平成14年10月	川上澄生美術館	平成　4年　9月
自然体験交流センター	平成17年　9月	鹿沼総合体育館	平成10年　5月
図書館（本館）	平成　元年10月	鹿沼市体育館	昭和50年　3月
図書館（粟野館）	平成　2年11月	鹿沼運動公園	昭和 51 年～57 年
図書館（東分館）	平成16年　7月	粟野総合運動公園	平成11年　4月

資料：鹿沼市教育委員会事務局調べ

学校再編による小・中学校等の推移

年度	学校数	年度末に 閉校する小学校	年度末に 閉校する中学校	年度初めに統合校として 開校する小・中学校等
R8	小学校：24 校 中学校：10 校	加園小	加蘇中	
R9	小学校：23 校 中学校：9 校	板荷小、 南摩小、上南摩小 清洲第 1 小、清洲第 2 小 永野小、粕尾小	板荷中 南摩中	西小学校 西中学校
R10	小学校：17 校 中学校：7 校	楡木小		菊沢西小学校 南摩小学校 粟野小学校 北中学校
R11	小学校：16 校 中学校：7 校			南押原地区統合小学校 （校名：調整中）
R12	小学校：16 校 中学校：7 校			
R13	小学校：16 校 中学校：7 校	石川小、津田小、池ノ森小 ※予定	北犬飼中 ※予定	
R14	小学校：13 校 中学校：6 校 義務教育学校：1 校			義務教育学校 ※予定 （校名：調整中）

資料：鹿沼市教育委員会事務局調べ

（３）学校給食施設の現状

本市の学校給食施設は、センター方式２か所、親子方式６か所、単独実施校が２か所あり、毎日約 7,000 食の給食を提供しています。そのうち特にセンター方式の共同調理場は建設後 25 年以上が経過し、設備の修繕・改修の費用は年々増加しています。学校給食衛生管理基準に沿って、安全安心な学校給食を安定的に提供するため、計画的に施設・設備を整備していく必要があります。

学校給食施設の建築時期

方式	施設名	建築時期	方式	施設名	建築時期
センター方式	鹿沼市学校給食 共同調理場	平成　９年　３月	親子方式	南摩小学校 南摩地区学校給食 共同調理場	昭和６２年　３月
	粟野地区学校給食 共同調理場	平成１１年　３月		南押原小学校 南押原地区学校給 食共同調理場	昭和６３年　３月
親子方式	加園小学校 加蘇地区学校給食 共同調理場	平成　６年　３月		津田小学校 北犬飼地区学校給 食共同調理場	昭和６３年　３月
	板荷小学校 板荷地区学校給食 共同調理場	平成　２年　８月	単独実施校	菊沢西小学校	平成　２年　４月
	北押原小学校 北押原地区学校給 食共同調理場	昭和５７年　３月		みなみ小学校	昭和５６年　２月

資料：鹿沼市教育委員会事務局調べ

3　生涯学習に関すること

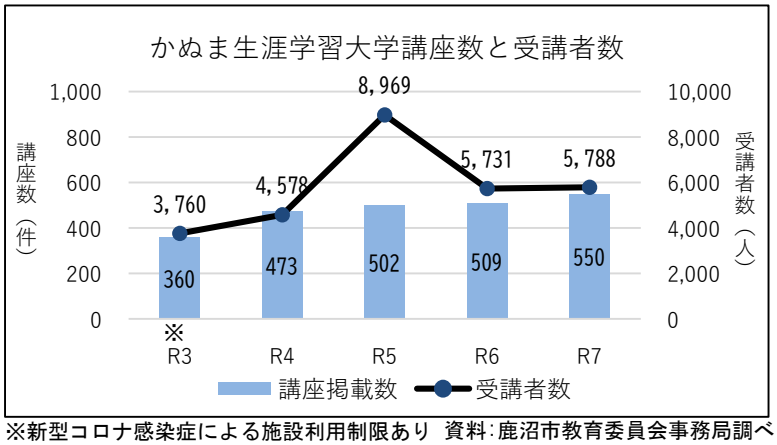
（1）生涯学習の推進

生涯学習は、人が生涯にわたって自分の意思で学び続けることで、生きがいや自己実現を図り、持続可能な地域・社会の実現を目指すための基盤です。

教育基本法第３条においても「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。

本市の生涯学習は「いつでも、どこでも、だれでも学べるまち」を理念とし、市民一人一人の学びが地域づくりやまちづくりに生かされ、「学びの輪」が広がってきました。

今後も、さまざまな学習機会を体系的に提供するしくみとして開学した仮想の市民大学「かぬま生涯学習大学」を中心に、生涯学習総合情報誌や市ＨＰ等で情報を提供し、市民が自ら学びを深め、教わる側から教える側へと、その知識や経験を還元する「学びの循環」の強化が求められます。



※新型コロナ感染症による施設利用制限あり　資料：鹿沼市教育委員会事務局調べ



学習成果の発表
「かぬま学びフェスティバル」

（2）学校・家庭・地域の連携強化

「地域とともにある学校づくり」を目指し、学校、家庭、地域が連携し、より良い学校づくりを進める「コミュニティ・スクール」は、令和５(2023)年度に全校へ導入が完了し学校運営への参画意識も芽生えています。

あわせて、地域の方々の幅広い参画を得ながら、地域全体でこどもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」においても、地域と学校をつなぐ「地域コーディネーター」や学習支援や読み聞かせなどを行う「学校支援ボランティア」などの人材育成も着実に歩みを進め、学校と地域の連携・協働体制が確立されてきています。

今後は、「コミュニティ・スクール」で共有された学校運営方針や地域の願いを「地域学校協働活動」の具体的な取組とし、一体的に進めていくことが重要となり、「地域コーディネーター」の配置・育成や「学校支援ボランティア」の拡充など、継続的な協働体制の充実が課題となっています。

また、こどもの居場所である「放課後子ども教室」では、地域の協力を得ながら、多様な人材との交流や体験活動を提供し、こどもたちの主体性や社会性を育んでいます。

（3）青少年の健全育成と社会参画

青少年を取り巻く環境は、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより大きく変化しています。また、インターネットや SNS の普及により、情報収集やコミュニケーションの機会が広がる一方で、トラブルや誹謗中傷など新たな課題も生じています。

こどもたちが健やかに成長し、未来を切り拓く力を育むためには、学校、家庭、地域社会が連携しながら、安心して成長できる環境づくりを進めることが重要となっています。

また、地域とのつながりや体験活動、交流を通して、豊かな人間性や社会性を育む機会を充実させるとともに、青少年の健全な成長を地域全体で支える体制の充実が求められています。

本市では、地域における巡回や見守り活動を通じて、こどもたちが安心して過ごせる環境づくりを進めるとともに、次代を担う青少年が主体的に地域活動等へ参画できるよう人材育成事業や青少年育成団体への支援を行っています。

また、こどもたち自らがイベント等の企画、運営を行うことで、異年齢間の交流や社会参加の機会を創出し、地域の担い手づくりを支援しています。



「20 祭」当日の様子

（4）生涯学習施設の持続的活用

市民情報センターや文化活動交流館などは、学習や交流、体験活動の場として幅広い世代の方に利用されていますが、建築から概ね 25 年が経過し老朽化も進んでいます。

適宜、修繕等を実施し維持管理に努めていますが、今後も施設の長寿命化を図りながら、安全性を確保するとともに、利便性向上に向けた計画的な改修・修繕を進めていく必要があります。

（5）自然体験活動の推進

自然体験は、自尊感情や社会性を高めるための「生きる力」の基盤となる重要な教育活動です。自然体験交流センターでは、小・中学校が実施する自然生活体験学習の受入施設として、こどもたちが主体的に課題に向き合い、自ら考え、解決策を見いだすことができるよう、体験を重視したプログラムを実施しています。

また、「わくわくネーチャー事業」を中心に、自然体験を通じた親子のふれあいや地域住民との交流を促進するとともに、こどもたちが自然や地域社会との関わりを深める機会の充実を図っています。

自然生活体験学習受入れ状況

	R3	R4	R5	R6	R7
小学校（人）	769	772	736	754	750
中学校（人）	822	493	535	460	470
計　（人）	1,591	1,265	1,271	1,214	1,220
利用学校数（校）	33	33	33	33	32

資料：鹿沼市教育委員会事務局調べ

4　図書館に関すること

（1）こどもの読書活動の推進

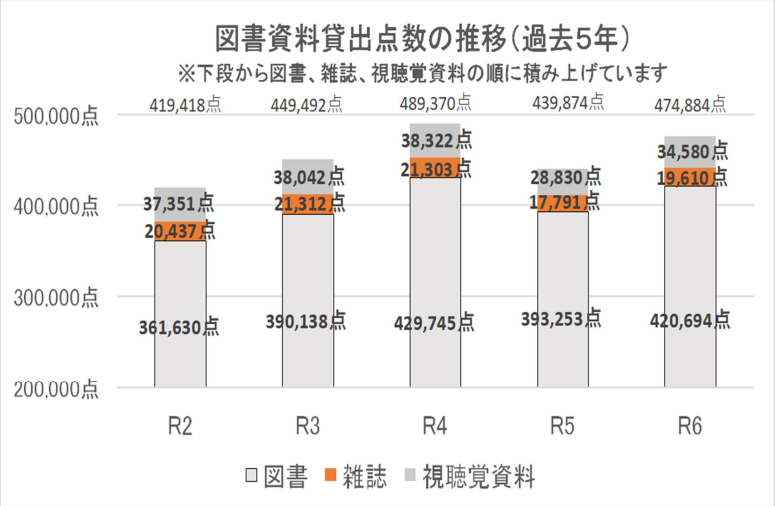
本市では、平成 19(2007)年 3 月以来、4 次 20 年間にわたり「鹿沼市子どもの読書活動推進計画」に基づき、主に 18 歳までのこどもを対象とした各種事業を展開してきました。事業推進のために、「図書館」が中心となり庁内の関係部門・学校図書館・ボランティア団体等との連携を図り、ブックスタートやおはなし会、家読（うちどく）の推進など、生涯の読書習慣の基礎を築く乳幼児期から発達段階に応じた読書活動を支援しています。

（2）市民の読書活動の推進

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、積極的にそのための環境の整備を推進していくことが重要です。

令和 9(2027)年 3 月、全世代の市民を対象とした『かぬま市民読書活動推進計画』を策定し、これまでの『鹿沼市子どもの読書活動推進計画』を拡充させ、世代の違いや障がいの有無に関わらず、全ての市民が読書に親しめる環境づくりを目指します。

年代に応じた図書や資料の収集・提供、日常生活において読書や図書館に足を運ぶことが困難な方々に対する読書環境づくりの推進、各種イベントの開催、市民ニーズに即した情報発信等、生涯にわたる読書活動の支援に取組んでいます。





ほんのす　おはなし会

「もこもこもこ」文研出版
谷川 俊太郎/作・元永定正/絵

（3）快適な施設運営

図書館各施設が老朽化し、経年劣化による不具合も見受けられるようになってきました。そのような状況下であっても、各館それぞれの特色を生かし、来館者に少しでも居心地が良いと感じてもらえるような施設の維持管理が必要です。木質化等によるぬくもりのある空間作りを進め、計画的に設備及び機器の改修や更新をしながら、今後の施設のあり方の検討を行っていく必要があります。

５　文化芸術の振興に関すること

（１）主体的な文化活動と特色ある文化の形成

本市は、市民による文化芸術活動が活発な地域です。かねてより華道、茶道、書道などの伝統芸能に加え、文学や美術、音楽、歴史などのそれぞれの分野において、市民を主体とした多彩な取り組みがなされています。特に本市最大の文化の祭典である市民文化祭は、4 か月間で 5,000 人以上もの参画者がおり、市民の文化芸術に寄せる関心の高さを示しています。

施設としては、昭和 59(1984)年に鹿沼市民文化センターが開館し、今日に至るまで本市の文化芸術活動にとって重要な拠点であり、大小ホールやギャラリー、音楽スタジオ、さらに県内でも 2 箇所しかないプラネタリウムを有する施設として、年間で 95,000 人近い利用者数を誇ります。

しかし、近年、超少子高齢社会の進展やコロナ禍での文化芸術活動の制限などを経て、様々な課題が浮き彫りになってきています。例えば、各活動の後継者の不足や感染症防止によるコミュニティの希薄化、文化芸術活動を新たに始めたり、継続したりするために必要な資金の調達難、ICT（情報通信技術）の急速な普及・発展により、従来の担い手と若い世代との情報格差が広がり、活動の情報が世代間で伝わりにくくなっているなどの現状があります。また、施設においても、築 40 年以上を経た鹿沼市民文化センターの建物や設備の老朽化が進んでおり、適宜修繕をして、問題に対応している状況です。

これらの現状や課題に対処するため、「鹿沼ルネサンス構想」を策定し、文化芸術活動と文化財の両面から、様々な取組を進めていく必要があります。また、鹿沼市民文化センターは、施設の長寿命化に向け、省エネルギー化やバリアフリー化などに考慮しつつ、計画的な改修・修繕を行っていく必要があります。



鹿沼市民文化祭



鹿沼市民文化センターの外観

（2）「歴史文化資源」の継承

市内には有形・無形を問わず、多くの「歴史文化資源」（歴史文化の中で特に市民共通の財産としての価値を有し、将来に継承すべき事物）が存在します。これらは所有者や保存団体等多くの関係者の努力により、長きに渡って保護・継承がなされてきました。これからも地域共有の財産として守り、次の世代に伝えていく必要があります。

教育ビジョン策定基礎調査アンケートでは「文化芸術の振興や、伝統行事など文化財の保護・活用を図ることにより、社会や生活にもたらされる効果として期待することは何ですか」の質問にこどもの心豊かな成長（63.9%）、地域に対する誇りと愛着の醸成（52.3%）などがあがっており、心身の豊かさや住民同士の連帯感をもたらすといった効果があると考えられます。

市内の歴史文化資源の状況を見てみますと、既に全般的な調査が行われたものがある一方、内容によっては調査不足であったり、未調査となっているものもあります。保存・活用を図っていくためには市民や関係団体等と連携し、継続した調査・収集・研究を進めるとともに、資料や行事に関する情報のデジタル化を促進する必要があります。同時に、新たな文化財の指定・登録を行うことによって、既に指定されている文化財と併せて、保護のための取組を行っていくことが求められています。

また、少子高齢化と、中山間地域を中心とした過疎化の進行により、各地の伝統行事・郷土芸能の中にはその存続が懸念されているものもあります。引き続き保存団体等による継承及び後継者育成の取組への支援を行っていくことが重要です。



伝統文化親子教室の様子



鹿沼城跡発掘調査の様子

（３）博物館活動の推進

「（２）「歴史文化資源」の継承」に記したような社会情勢の変容により、博物館に求められる機能も変化しています。従来の博物館の役割である「資料の収集・保管」、「調査研究」、「展示・公開」、「教育普及」といった機能に加えて、「社会包摂」、「地域社会との連携」、「市民参加」、「対話型学習」など、新たな社会的ニーズに応えた機能も期待されるようになってきており、これからの博物館のあるべき姿を模索していくことが必要です。

本市では、平成 27(2015)年に「鹿沼まるごと博物館基本計画」を策定し、市民学芸員等と協働した事業の拡充や、「鹿沼城展」、「竹井漣洲展」などの企画展の開催、加えて SNS を活用した積極的な情報発信を通じて市民協働による博物館事業を展開してきました。今後は、令和 8(2026)年度に策定された「鹿沼市文化財保存活用地域計画」に基づく新たな取組を行っていくことで、本市の特色ある「歴史文化資源」を守るとともに、市民のニーズを研究しつつ、地域社会における価値を創出し、ともに楽しむ博物館を目指していきます。

また、引き続き本市の施設（川上澄生美術館、文化活動交流館郷土資料展示室、仲町屋台公園屋台収蔵庫、木のふるさと伝統工芸館、粟野歴史民俗資料館）においては、博物館活動の成果を公開するとともに、今後は文化施設間の連携も推進していきます。

なかでも川上澄生美術館は、全国に数少ない木版画に特化した美術館として、平成 4 (1992)年の開館以来、木版画家川上澄生の企画展や木版画大賞、鹿沼ジュニア版画大賞などの公募展を実施し、令和 8(2026)年には初の現代作家の企画展として「柄澤齊展」を開催しました。

また、主に市内小中学生を対象にした木版画教室や鑑賞教室などの教育普及事業を展開し、開館 34 年目の令和 7(2025)年で累計 55 万人（館外展も含む）を越える入館者数となっています。しかし、コロナ禍以降は入館者数の回復に鈍化がみられることから、博物館（美術館）事業の充実や効果的な情報発信を図る必要があります。こうした課題に向き合うためにも、デジタル技術の活用や施設間の連携が重要と考えられます。

このように、それぞれの活動を活発化させると同時に、博物館活動を主導し、様々な地域資源や施設、市民などネットワーク全体を有効に機能させる、「まるごと博物館中央館」の整備の検討をしてまいります。



鹿沼まるごと博物館
第 11 回企画展　「竹井漣洲展」



川上澄生美術館の展覧会
（ギャラリートークの開催）

６　スポーツ振興に関すること

（１）スポーツの取組と現状

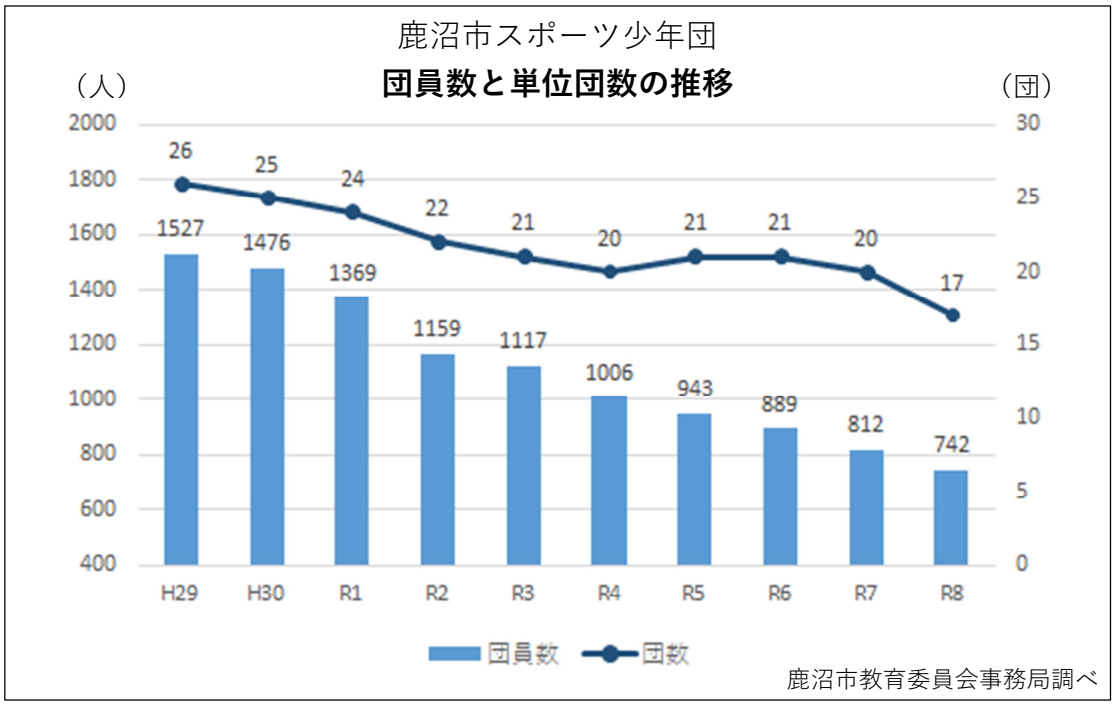
スポーツ基本法によると、スポーツとは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられており、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」であるとされています。

本市ではスポーツ・運動を「安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費する体を動かすすべての活動」とし、一定のルールに則った勝敗や記録を競うことを目的とした運動競技（陸上競技、野球、ゴルフ等）、健康・体力の維持、楽しみ等を目的とした活動（ウォーキング、レクリエーション等）、日常生活における家事・通勤などに伴う活動（自転車通勤、畑仕事、階段利用等）まで幅広くとらえ「身体活動」と定義し各種施策を展開してきました。

スポーツをはじめとした身体活動には健康増進や健康寿命の延伸、地域コミュニティの活性化など様々な効果が期待できます。しかし本市のスポーツや運動の実施率はいまだ高い水準とは言えず、人口減少や生活様式の変化などの社会情勢と照らし実施率向上には課題が多いのが現状です。これらの地域課題を解決するためには多分野で連携した取組が求められています。

ア　こどもの運動やスポーツ活動

文部科学省の調査では生涯にわたる運動習慣の形成には幼児期の遊びを通じた運動の経験が重要であると示されています。幼児期・児童期における豊富な運動遊びの経験は、体を動かす楽しさや心地よさを実感し多様な動きを身につけ、その後の青年期以降への運動やスポーツに親しむ資質や能力の育成等に大きな影響を及ぼしますが、近年こどもが遊びを通して体を動かす機会が減少しています。こどもの運動経験は保護者の意識・行動が大きな影響を及ぼすため、こどもに関わる周囲の大人の意識を変える必要があります。



鹿沼市教育委員会事務局調べ

スポーツ庁の調査によると、栃木県の小中学生は調査種目の半数以上で全国平均を下回っているのが現状です(詳細は P9 を参照)。学校では体を動かす事が好きなこどもと嫌いなこどもが二極化している傾向があります。

こどもたちに運動機会を提供する場の一つとして「スポーツ少年団」があります。鹿沼市スポーツ少年団における単位団数、団員数は年々減少傾向にあり、野球やバレーボール等のチームスポーツにおいては、人数不足によりチームが組めないという問題も出てきています。



親子で運動遊び教室



スポーツ少年団駅伝交流会

イ　成人における運動やスポーツ活動

令和 8(2026)年度に本市が実施した「市民のスポーツに関する意識調査」において、全体的に運動不足を感じる回答が多く、週 1 日以上スポーツを行っていると回答した市民の割合は 47.6%となっています。月に 1～3 日程度以下の人の中で、ほとんどやらないと答えた人が 63.1%と非常に多くその男女比では女性の割合が多い結果になりました。

年代別に実施率を比較すると 20～50 代の子育て世代、働き盛り世代のスポーツ実施率が低い傾向となっています。仕事や家事等が多忙で時間がない、活動機会がない、身近に運動する場所がないなどが多い理由です。

さらにこの理由について年代別に比較すると、最も回答が多かった「時間がない」の中では 20～50 代の人が高い傾向にあり、日常生活や仕事とのバランスなどスポーツを実施するハードルが高い世代であるといえます。

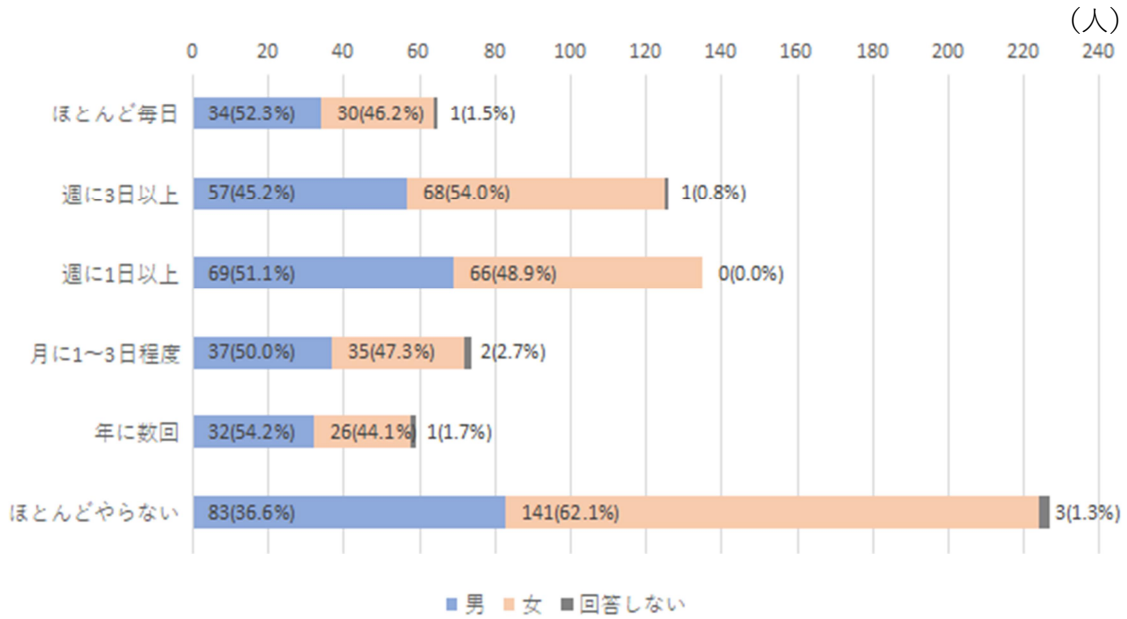


鹿沼市駅伝競走大会



平野早矢香杯卓球大会

スポーツ・運動の実施率



R8「市民のスポーツに関する意識調査」：鹿沼市教育委員会事務局調べ

スポーツ・運動をしない理由と年代のクロス集計

	仕事や家事等が忙しく時間がない	体力に自信がない	活動する機会がない	身近にスポーツや運動をする場がない	一緒に取り組む仲間などがいない	指導者がいない	お金がかかる	興味がない	特にない	その他	全体
20～29歳	22	6	16	8	9	2	8	3	2	3	79
	27.8%	7.6%	20.3%	10.1%	11.4%	2.5%	10.1%	3.8%	2.5%	3.8%	100.0%
30～39歳	35	9	22	16	14	1	11	7	2	5	122
	28.7%	7.4%	18.0%	13.1%	11.5%	0.8%	9.0%	5.7%	1.6%	4.1%	100.0%
40～49歳	48	10	22	19	19	4	17	5	0	3	147
	32.7%	6.8%	15.0%	12.9%	12.9%	2.7%	11.6%	3.4%	0.0%	2.0%	100.0%
50～59歳	60	15	35	19	14	5	25	10	3	7	193
	31.1%	7.8%	18.1%	9.8%	7.3%	2.6%	13.0%	5.2%	1.6%	3.6%	100.0%
60～69歳	30	9	39	26	24	5	16	5	4	7	165
	18.2%	5.5%	23.6%	15.8%	14.5%	3.0%	9.7%	3.0%	2.4%	4.2%	100.0%
70～79歳	11	14	16	13	3	2	7	3	2	1	72
	15.3%	19.4%	22.2%	18.1%	4.2%	2.8%	9.7%	4.2%	2.8%	1.4%	100.0%
それ以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全体	206	63	150	101	83	19	84	33	13	26	778
	26.5%	8.1%	19.3%	13.0%	10.7%	2.4%	10.8%	4.2%	1.7%	3.3%	100.0%

※回答数の単位は「人」

R8「市民のスポーツに関する意識調査」：鹿沼市教育委員会事務局調べ

ウ　高齢者のスポーツ活動の推進

本市における高齢者のスポーツ実施率は、比較的高い傾向にありますが、地域との交流が少なく、出歩くことの少ない高齢者においては、筋力や身体能力が低下し、いわゆる「フレイル」の状態となる傾向が高まっています。

こうした点からも無理なく継続的にスポーツ活動が出来る機会を提供し、生活習慣病の予防・改善や介護予防による健康寿命の延伸や人と人とのふれあいや交流による地域と触れる機会の増加を図ってきました。



鹿沼ふれあいウォーク

エ　障がい者のスポーツ活動の推進

障がい者のスポーツ活動については、障がいの程度により個々に応じた支援が必要となるとともに、障がい者が容易に施設を利用できるようにしていくことも不可欠です。

パラリンピックや令和 4(2022)年度の全国障害者スポーツ大会栃木大会の開催により、様々な障がいを抱えながら競技する姿は、多様な個人を受け入れる社会の実現に向けた一つの契機となりました。

これらを受けて本市では、障がい者と健常者が同じルールで競い合いお互いを理解しあう精神をレガシー※と捉え、誰もが分け隔てなく参加できるインクルーシブスポーツ※の普及促進に取り組んできました。


鹿沼市ふれあいスポーツ大会

（2）多分野連携による身体活動促進

生涯にわたり、年齢や性別、身体の状況に関わりなく、スポーツを続けられる環境づくりのためには様々な分野で連携して取り組む必要があります。

本市では慶應義塾大学スポーツ医学研究センターと「多分野連携に関する連携協定」を結び、各部署・大学が連携して身体活動の促進を進めてきました。今後は各地域のスポーツ活動との連携も進める必要があります。


総合型地域スポーツクラブ（北押原地区）

※レガシー　「障がいの有無に関わらず、お互いを認め合い、共に生きていく」という温かい精神を、これからの未来にしっかりと受け継ぎ、育てていくことです。
※インクルーシブスポーツ　障がいの有無、年齢、性別、国籍、運動の得意・不得意などに関わらず、すべての人が排除されることなく、一緒に楽しむことができるスポーツです。

（３）スポーツ環境の整備

本市では、スポーツ基本法で掲げられている「多様なスポーツ機会の確保のための環境の整備」を踏まえ、「スポーツでつくる健康都市の推進」の実現に向けた取組方針を定めています。

スポーツ施設の更新については、単純に「施設を維持」するのではなく、その施設の「機能を維持」できるよう、統廃合・複合化等の検討を図り、計画的な改修等を進めています。

一方、都市公園のスポーツ施設は全て、施設の管理運営面において指定管理者と連携し、市民サービスの向上と経費の節減を図っています。

また、市民がより身近な施設でスポーツできるよう、学校施設をスポーツの場として活用する「学校施設開放事業」を推進し、スポーツ参画人口の拡大と地域コミュニティの強化を推進しています。



鹿沼運動公園「陸上競技場」



鹿沼運動公園「陸上競技場」上空から

第４章　第２次教育ビジョンの取組状況

◆ 各事業の取組実績と課題

令和４(2022)年度から令和８(2026)年度までを計画期間とした第２次教育ビジョンにおいて、施策展開を図ってきた各事業の主な実績と課題をまとめました。

基本目標１　未来を拓く　学校教育の推進

≪基本施策１　確かな学びを育む教育の充実≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	教員の指導力向上	▸モデル校における取組を研修会等で水平展開 ▸学校訪問での指導・助言 ▸若手教員向けの研修会の実施	・日常的なこども主体の授業づくりや授業改善 ・校内研修の充実
2	英語教育の拡充・強化	▸外国語指導助手の学校訪問回数の増加 ▸教職員（小・中学校）対象の研修会の実施	・外国語指導助手のより効果的な活用の充実（訪問回数の増加）
3	学習意欲向上への取組	▸各校の実情や勤務形態に応じた非常勤講師の適切な配置の推進 ▸R2 から 81 名に増員	・学校のニーズや学校再編を踏まえた非常勤講師の適切な配置 ・研修の充実による指導力向上及びきめ細かな支援の継続
4	ＩＣＴを活用した学びの推進	▸授業におけるタブレット端末活用の推進 ▸全校一斉での長期休業中におけるタブレット端末の持ち帰り活用の実施 ▸情報教育主任等を対象とした研修会の実施 ▸希望者を対象とした年４回の ICT 活用研修会の実施 ▸授業支援及び学習支援ソフト活用の推進	・研修会を通じた全教員の ICT 活用指導力の向上 ・児童生徒の情報活用能力（情報モラルを含む）の育成 ・タブレット端末を活用する場面の拡充及び効果的な活用の促進
5	幼小連携の推進	▸幼小連携のための研修会の開催 ▸各小学校における「スタートカリキュラム」の編成	・研修会を通じた交流機会の創出と活性化 ・研修会での交流内容の共有とその活用の促進

≪基本施策２　豊かな心を育む教育の充実≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	道徳教育の充実	▸重点項目を踏まえた道徳教育の諸計画の整備 ▸学校全体での道徳教育の推進 ▸モデル校の取組などを参考にした道徳科の授業改善	・学校全体での道徳教育の推進の継続 ・道徳科の授業におけるより信頼性と妥当性のある評価の実施
2	自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実	▸学業指導や児童・生徒の自治的活動の促進 ▸警察署職員等の専門家を講師とした、児童・生徒指導担当者対象の研修会の実施	・SNS トラブルの増加 ・情報モラルや情報活用能力育成の充実
3	人権教育の推進	▸人権教育主任等を対象とした研修会の実施 ▸児童生徒対象の人権教育講演会の実施 ▸人権教育資料の活用・促進	・人権教育における多様化・複雑化する問題への対応能力向上 ・人権教育関連資料の定期的見直しと更新
4	学校図書館の利用促進	▸学校図書館の充実と読書推進 ▸学校図書館支援員の配置 ▸市立図書館と連携した家読の推進や児童生徒の不読率の改善	・学校のニーズや学校再編を考慮した学校図書館支援員の適切な配置 ・市立図書館との連携による学校図書館の利用促進

≪基本施策３　健やかな体を育む教育の充実≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	児童生徒の体力向上の推進	▸体力調査の分析及び小中学校への指導啓発 ▸モデル校における体育の授業づくりに関する研究及び小中学校への成果の共有 ▸教員を対象とした体力向上指導者研修会の開催	・児童生徒の意識や態度の変容を体力調査の数値の向上に反映させる難しさ ・生活習慣改善に向けた家庭への理解啓発
2	学校保健・安全教育の充実	▸感染症対策や熱中症対策について、専門機関との連携 ▸生活習慣病予防対策について、特に個別指導の強化を図った ▸食物アレルギーについて、校内の強化体制が図れるよう、研修会や訪問を実施	・健康課題に対し、生涯を健康に過ごすための必要な力の習得 ・健康課題に対する、保護者の理解・協力を得るための取り組みの実施
3	学校における食育の推進	▸学校給食を「生きた教材」とし、行事食等を通して児童生徒が学びを深められる取組の実施 ▸栄養教諭・栄養職員による食に関する指導など食育推進を実施	・生涯を健康に過ごすための望ましい食習慣の習得 ・学校、家庭（地域）、行政と連携を図った取り組みの推進

≪基本施策４　時代に即した教育課題への対応≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	教育研究事業の推進	▸全国学力学習状況調査及びとちぎっこ学習状況調査分析・対応策の検討、授業力向上事業研修会等	・「調査・研究」の成果についての水平展開と研修の充実
2	多文化共生に向けた教育の推進	▸イングリッシュキャンプによる異文化理解体験活動の実施 ▸市学生海外友好交流事業の実施 ▸市国際交流協会と連携した国際教育研修会と外国につながりのある児童生徒支援の実施	・対象児童生徒が限定されない均等な教育機会の提供

≪基本施策５　一人一人を大切にし、可能性を伸ばす教育の充実≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	特別支援教育の充実	▸モデル校の取組の水平展開と通常の学級における特別支援教育の充実 ▸教育的ニーズに応じた適切な学びの場の検討と、より具体的な就学支援についての理解啓発	・基礎的環境整備と、一人一人の教育的ニーズの把握による適切な合理的配慮の更なる充実
2	教育相談の充実	▸多岐に渡る相談主訴や長期にわたる相談ケースへの丁寧な対応 ▸関係機関と連携を深め、工夫した対応	・複雑化・多様化する教育相談への対応
3	キャリア教育の推進	▸マイチャレンジ（職場体験）事業の実施 ▸キャリアパスポートの活用	・キャリアパスポートの充実を図るため、記述内容の検討・改善

基本目標２　次代につなぐ教育環境の充実

≪基本施策６　教育施設の充実≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	小中学校の整備	▸西小学校を含めた敷地内の整備方針を検討 ▸北犬飼地区義務教育学校の整備方針を検討 ▸中学校の全特別教室へエアコン設置 ▸小中学校の全屋内運動場へエアコン設置・配備 ▸北小外周塀改修 ▸小中学校の全普通教室へ LED 照明設置 ▸東中の弓道場整備を実施	・学校施設の複合化や地域施設との連携 ・建物の老朽化に伴う計画的な改修や施設更新 ・多様な児童生徒への対応 ・環境に配慮した学校施設整備 ・非構造部材の耐震化、竜巻対策
2	小中学校の長寿命化整備	▸西小・北中の屋内運動場長寿命化工事を実施 ▸トイレ洋式化（7校）、給排水設備改修（8校）	・計画的な長寿命化整備の実施 ・トイレ環境の整備
3	学校防犯設備等の整備	▸門扉設置・改修（７校）、フェンス設置・改修（２校）、樹木伐採（５校）	・未確定敷地境界等による門扉、フェンスの設置
4	小中学校の適正配置	▸外部委員による適正配置等の協議 ▸「鹿沼市立小中学校再編計画」策定 ▸「地区検討会」における協議及び再編方針への合意形成 ▸「開校準備会」における具体的な開校の協議	・統合ブロック毎の「開校準備会」の運営 ・小中一貫教育の構築 ・学校備品等の活用等
5	スクールバスの運行	▸適正配置により遠距離通学となった児童生徒への通学支援	・スクールバスの計画的な導入と運行

≪基本施策７　学力向上を支える就学環境の充実≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	小中学校児童生徒への就学支援	▸経済的理由によって就学困難な家庭への学用品費等の支給 ▸特別支援学級に入級する児童生徒への就学支援費の支給	・制度の効果的な周知
2	より良い教育環境の整備	▸児童生徒用机椅子の計画的な更新 ▸老朽化が進んだ大型備品の計画的な更新	・学校再編を踏まえた計画的な学校備品の整備
3	教育の ICT 環境整備	▸ICT 機器の維持管理及び計画的な整備・更新 ▸ICT 支援員の配置による ICT 活用支援体制の充実・強化	・学習用タブレット端末のさらなる活用に必要な ICT 環境整備 ・教員の負担軽減となる次世代校務支援システム導入
4	市奨学生の支援	▸学資に困窮している高校生や大学生等への奨学金の貸付	・制度の効果的な周知 ・未納や滞納などの整理
5	安全安心な学校給食の提供	▸センター方式 2 か所、親子方式 6 か所、単独実施校 2 か所の給食調理施設で、毎日約 7,000 食の学校給食を提供	・安全安心な給食を安定的に提供するための計画的な設備改修や学校再編と整合を図った学校給食提供体制の再編

基本目標３　地域とともに高める学びと協働活動

≪基本施策８　地域ぐるみで学び育ち合う体制の構築≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	コミュニティ・スクールの導入推進	▸コミュニティ・スクール導入校 R4:13 校 → R7:34 校 ▸鹿沼市地域学校協働活動＆コミュニティ・スクールだより「ichigo 一笑（いちえ）」の発行	・地域学校協働活動との一体的取組 ・安定した人材確保
2	地域学校協働活動の推進	▸学校支援ボランティア登録者数 R7：1,659 人 ▸研修会受講者数 R4：95 人→ R7：218 人	・学校支援ボランティアの拡充 ・地域コーディネーターの配置
3	家庭教育の支援	▸各小中学校及び民間学級における家庭教育学級の実施（学級生徒数） R4:874 人 → R7：880 人	・少子化に伴う学級、生徒数の減少 ・保護者の負担軽減

≪基本施策９　主体的に学べる生涯学習環境の推進≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	多種多様な学習機会の提供	▸「かぬま生涯学習大学」の運営および講座情報の提供 R4:473 講座 → R7:550 講座 ▸「生涯学習総合情報誌」の発行、「かぬま学びフェスティバル」の開催 ▸二次元コードによる講座申し込み開始	・教わる側から教える側への「学びの循環」の強化 ・情報発信の強化 ・市民の学びを支える次世代人材の育成
2	青少年健全育成活動の推進	▸青少年市民会議による啓発活動及び研修会の実施 ▸少年指導員と連携した街頭指導の実施　R4:410 回 → R7:468 回 ▸子ども会連合会への育成事業支援	・地域の高齢化等、担い手の不足 ・地域の実情に対応した的確な支援
3	自然生活体験学習の提供	▸市内小学４年生等及び中学１年生を対象とした自然生活体験学習の提供	・少子化等による利用者数減少 ・安心して体験を実施するため危険鳥獣対策
4	生涯学習施設の整備と長寿命化	▸生涯学習施設（市民情報センター、文化活動交流館、自然体験交流センター）の老朽化に伴う計画的な修繕や改修の実施	・市民の学習環境の維持 ・計画的な設備器具等の更新、修繕

≪基本施策１０　学びを生かす社会参画の推進≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	青少年の主体的な社会参画の促進	▸20 祭実行委員会での自主的な企画・運営の支援 ▸青少年ボランティア・リーダー教室の開催 ▸青少年ボランティア団体の支援	・主体的に行動できる人材の育成と継続した活動の場の提供 ・地域事業への積極的な参加コーディネート
2	地域人材ネットワークの活用促進	▸講師情報登録者　R7:91 人 ▸かぬままちづくり出前講座、まちかど先生出前講座開催数 R4:67 回 → R7:86 回	・講師情報等登録者の増加 ・地域で活躍できる仕組みづくり

≪基本施策１１　主体的な文化活動と特色ある文化の形成≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	文化芸術活動の次世代への継承	▸市民文化祭参加者数 R4 5,721 名　→R7　5,556 名 ▸文芸部門に「歴史部会」を開設（R5） ▸文化祭開幕式に本市ゆかりの著名な作家やアーティストを招き、講演会やコンサートを実施（R4～R7）	・実行委員会への若い世代の参画 ・新しい部会の開設や広報の強化
2	文化の杜（市民文化センター）の活用促進	▸市民文化センター利用者数 R4 78,703 名　→R7　95,962 名 ▸自主事業、科学館事業、文化教室事業の各種充実 ▸文化センター事業の広報支援（市 HP、SNS など）	・施設整備に向けた計画的な取り組み ・指定管理者と連係した魅力ある事業の企画

≪基本施策１２　地域資源の継承と郷土学習の推進≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	文化財指定の推進と保護	▸文化財調査及び保護支援 R4　61 件→R7　74 件 ▸市文化財の指定 ▸指定文化財の所在確認・現状把握 ▸埋蔵文化財発掘調査、保護	・文化財の修繕等について優先順位の検討 ・文化財の管理状況の把握 ・文化財の防災・防犯について連携及び助言
2	地域資源の調査と保存	▸各種資料の調査・収集・整理活動 ▸資料保存デジタル化 R4～R7　1,074 件	・資料調査及び収集に対する長期的対応 ・保管収蔵スペースの検討

3	郷土愛を育む学習の推進	▸市民協働による地域資源の調査 ▸地域資源の調査成果を学校教育や生涯学習において活用 出前講座回数 学校向け　R4～R7　102 件 市民向け　R4～R7　33 件	・未実施校や団体への支援
4	伝統行事の継承	▸民俗行事に関する普及・啓発活動 R4　1 件→R7　1 件 ▸保存団体と連携した文化財継承 ▸伝統行事の現状把握、記録保存等	・保存団体等との連携及び継承のための取組

≪基本施策１３　博物館等活動の推進≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	まるごと博物館事業の推進	▸まるごと博物館参加者数 R4　1,149 件→R7　4,549 件 ▸各施設の適切な管理運営（仲町屋台展示収蔵庫・文化活動交流館資料展示室・粟野歴史民俗資料館）	・博物館事業の発展的活動の実施 ・「中央館」機能の整備について検討
2	魅力ある川上澄生美術館の運営	▸年間、企画展 3 回、小企画展 6 回を開催。 ▸教育普及事業として木版画教室、ジュニア版画大賞を開催。 ▸木版画大賞（公募展）を隔年開催 ▸川上澄生等木版画作品の収集・保存・管理。 ▸入館者数 R4～R7　55,397 人	・R4～R7 は年平均 13,849 人と横ばい傾向で目標値に到達せず、目標値の再設定が必要 ・入館者増に向けて適正な学芸員の配置により集客できる企画の実施、情報発信、他館との連携強化が望まれる

≪基本施策１４　市民の読書環境の充実≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	子どもの読書活動の充実	▸ブックスタートや読書通帳の普及 ▸おはなし会等ボランティアと協力し継続して実施 ▸乳幼児・児童向け新規事業「わんこと読書」、「ぬいぐるみおとまり会」を開始 ▸全館で「赤ちゃんタイム」を拡充して実施 ▸学校図書館支援員との意見交換による連携体制強化の推進 ▸KLV 協会、学校図書館支援員、図書館職員の合同研修会を実施	・読書習慣を身につける環境を提供するため、コロナ禍以降中止しているブックスタート会場での本の読み聞かせの再開や、学校図書館・関係部署・団体との連携強化

2	読書普及事業の推進	▸バリアフリー図書の収集および提供 ▸館外施設への配本（貸出文庫）を継続して実施 ▸雑誌スポンサーから 14 誌の寄附を受け入れ	・年齢層毎や読書困難な市民等、ターゲットやニーズに合わせたサービスの提供 ・「ちいさな図書館」の事業内容や運営方法の見直し
3	図書館資料と業務システムの充実	▸多様な資料の収集による所蔵資料の充実 ▸除籍本の活用のため、リサイクル市や福祉施設等への無償譲渡を実施 ▸図書館システムを更新（R6） ▸「下野新聞アーカイブシステム」を導入（R7～） ▸図書館 HP のマイページ機能を拡充（R7～） ▸本館にセルフ貸出機を導入（R8）	・次期図書館システム更新（R11）に向けて、鹿沼市立図書館が提供しようとするサービスに合致する機能を備えたシステム選定
4	快適で親しまれる図書館の整備・充実	▸本館の空調設備及び特定天井等の改修を実施（R5） ▸3 館の LED 化を実施（環境課 LED 化事業）（R6） ▸本館にキッズスペースを設置（R6） ▸東分館の休館日を金曜日に変更し、いずれかの図書館が開館している日数を増やすことによる利便性の向上（R7）	・施設の老朽化が進む中での、計画的な設備等の更新 ・快適な読書及び学習環境を提供しながら、今後の図書館（施設）のあり方（大規模改修や建替え等）の検討 ・木のまち「かぬま」にふさわしいぬくもりのある空間の創出

基本目標４　スポーツでつくる健康都市の推進

≪基本施策１５　スポーツ参画人口の拡大と施設の総合管理≫

	事業名	取組の主な実績	課題
1	市民スポーツ参画人口の拡大	▸幼児期からの運動習慣形成プロジェクト実施 ▸障がい福祉課と障がい者スポーツの推進 ▸慶應義塾大学との連携協定締結、官学連携会議の開催	・運動習慣につながるまでが長期にわたるので事業効果が見えにくい ・子育て世代・働き世代のスポーツ実施率の向上
2	スポーツ交流の促進	▸鹿沼さつきマラソン大会の開催 ▸鹿沼市駅伝競走大会の開催 ▸平野早矢香杯卓球大会の開催	・持続的な運営 ・大会時の熱中症対策
3	スポーツ環境の整備と利活用の促進	▸鹿沼運動公園陸上競技場の全天候化・レーン増設 ▸鹿沼運動公園野球場照明設備の LED 化 ▸自然の森総合公園サッカー場人工芝の更新 ▸自然の森総合公園サッカー場照明設備の LED 化 ▸粟野総合運動公園野球場の防球ネット増設	・施設の老朽化対策 ・施設の集約・廃止 ・施設利用の DX の推進 ・学校施設開放事業の管理体制 ・熱中症対策

第５章　本ビジョンの考え方

（１）基本理念と教育目標

本市は、第９次総合計画において、目指すまちの姿を「**豊かな自然と文化につつまれ　人が輝き　地域が輝く　みんなが住みたいまち**」と定め、豊かな自然環境や地理的条件に恵まれたこの地で、市民の皆さんと行政が持てる力を出し合いながら、多様性にあふれ、活気あるまちづくりを目指しています。また、鹿沼市教育大綱においては、下記のとおり、本市の教育分野に係る基本理念や鹿沼市教育目標により施策の方向を定めています。

【基本理念】
学びから　未来を拓く　ひとづくり

【鹿沼市教育目標】
１　人間性豊かで、思いやりのある市民を育む
２　教養を高め、多様な価値観を認め合う市民を育む
３　郷土を知り、豊かな郷土づくりに励む市民を育む
４　人権を尊び、平和な社会を築く市民を育む
５　自然を愛し、環境を守る市民を育む

本ビジョンは、この基本理念に基づき鹿沼市教育目標の達成を目指して、教育行政を総合的かつ計画的に推進する実行プランとして位置づけ、「学校教育」「教育環境」「生涯学習」「文化芸術」「スポーツ」の５つの分野において基本目標を設定し、教育施策に取り組んでまいります。

推進においては、「学校」「家庭」「地域」がそれぞれの役割を認識し、連携・協力を深め、こどもたちの健全な育成と鹿沼の未来を拓く担い手の育成を支えてまいります。

【基本目標】
基本目標１　**未来を拓く学校教育の推進**
（学校教育）
基本目標２　**次代につなぐ教育環境の充実**
（教育環境）
基本目標３　**地域とともに高める学びと協働活動**
（生涯学習）
基本目標４　**歴史・文化芸術活動による豊かな心の育成**
（文化芸術）
基本目標５　**スポーツでつくる健康都市の推進**
（スポーツ）

【イメージ図】



※鹿沼市の教育を大樹に見立て、「学校」・「家庭」・「地域」が基礎を支える根となり、「学びから　未来を拓く　ひとづくり」の基本理念を幹として、「学校教育」「教育環境」「生涯学習・青少年育成・文化振興」「スポーツ」の５つの基本目標を力強い枝とし、各施策の葉が茂り花が咲くことで、教育目標に向けて成長を続けていくというイメージ

（２）本ビジョンの推進にあたって～豊かな人間性を育てる～

１．第３次教育ビジョンの理念
～未来はいくらでも自分の手で創れる～

生成ＡＩなどデジタル技術の急速な進展、人口減少や少子高齢化の進行、社会の多様化や国際情勢の不安定化等、これまで以上に不確実性が高まっている中、これからの社会を担うこどもたちは、激しい変化が止まることのない時代を生きることとなります。

どこかに正しい決められた答えがあって、それを探せばいい、ということではなくて、決められた正解のない問いに対して、次のような活動を重視して取り組んでいきます。

①自分の頭で考えて判断し行動すること

②自分とは考えが違う人たちとも対話や協働を通じて合意を図ること

自分は何をやりたいのかという意思を持ち、自分で問いを立てて、物事の意味を深く考えることにより、善悪の判断ができる確かな知識を身に付けること、そして、多様な人との豊かな関わりの中で、自分たちで決めて、みんなとともに取り組む経験を通して、互いに学び合い、協働して課題解決することを大切にしていきます。

◎教育活動を行う上で重視すること

①自分の頭で考えて判断し行動すること

②自分とは考えが違う人たちとも対話や協働を通じて合意を図ること

そして、そのような教育活動を通じて、次のような資質・能力を育成していくことで、豊かな人間性を育み、未来を切り拓き、幸せな人生を築いていくために必要な力を身に付けていくことを最も重要視して取り組みます。

①自己の内面を深く見つめ自己を高める力
（自己肯定感や忍耐力、やり抜く力、向上心、一歩前に出る勇気など）

②他者とかかわりつながる力
（優しさや思いやり、協調性、協働する力、コミュニケーション力など）

特に、自己肯定感と人とつながる力の育成を重視します。

◎特に育成を目指す資質・能力

①自己肯定感

・人生は生きるに値する　　・人生は生きる価値がある
・自分は生きている意味がある　・自分は自分でいい

②人とつながる力

・人と一緒に何かをする、人のために何かをすることは楽しい
・人から必要とされることは気持ちがいい



2．推進にあたって

本教育ビジョン推進にあたっては、「どんな資質・能力を育成するのか」「何のためにそれをやるのか」ということを重視して取り組んでいきます。

何をやるか、どうやってうまくやるかというのは、もちろんとても大切ですが、その前に、「何のためにそれをやるのか？」「なぜそれをやるのか？」そして、「その教育活動を通してこどもたちにどんな資質・能力を身に付けさせるのか？」という目的を意識しながら推進していきます。

教育は、様々な人の思い、願い、支え、協力で成り立っています。また、教育は、毎日の地道な当たり前の実践の積み重ねによってこそ実現されるものです。

学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を自覚した上で、相互の信頼関係の下、連携・協働する中で、学校再編により１つの学区の中に複数存在することとなる「沢の文化」や地域固有の歴史、風土を尊重しながら、大人もこどもも生涯にわたって学び続ける姿勢を大切にしていきます。

３．特に学校教育における具体策として

特に学校教育においては、児童生徒が自分で考え判断し行動できる時間と場面を確保するために、「自分で考え判断し行動する力を育てるための鹿沼市としての５つの共通取組」を設定し、すべての学校で推進していきます。

◎自分の頭で考え判断し行動する力を育てるための５つの共通取組
～あなたはどうしたいですか～

①児童生徒に「あなたはどうしたいですか」と問い直しを行い、自分で考える場面に転じるようにする。
②活動の目的を児童生徒と共有してから始める。
③迷ったときは、必ず目的に戻って考え、判断できるよう支援する。
④判断するにあたって必要な情報は、児童生徒が自ら収集するようにする。
⑤何よりも、児童生徒に考える時間を与えず職員が答えを示したり、学習活動を作業化するような指示を出してしまったりして、児童生徒のつまずく機会を奪ったりしない。

◎あえて失敗を経験させることもある。ピンチはチャンス。つまずきも、素晴らしい学習機会。つまずきを責めたり、つまずかないように過剰に指示したりするなどして、学習機会を奪わない。

◎安全と人権尊重を最優先としながら、教育活動の目的を「児童生徒の資質・能力の育成」に絞り込み、見栄えのよさを優先せず、「あなたはどうしたいですか」を大切に、活動が目的とならないようにして、児童生徒が考え、判断し、実行する教育活動を実践する。



【推進イメージ図】

幸せな人生の創造

豊かな人間性の育成

深い自己肯定感
（人生は生きるに値する）

人とつながる力
（人と一緒に、人のために
何かをすることは楽しい）

自分の頭で考えて
判断し行動する

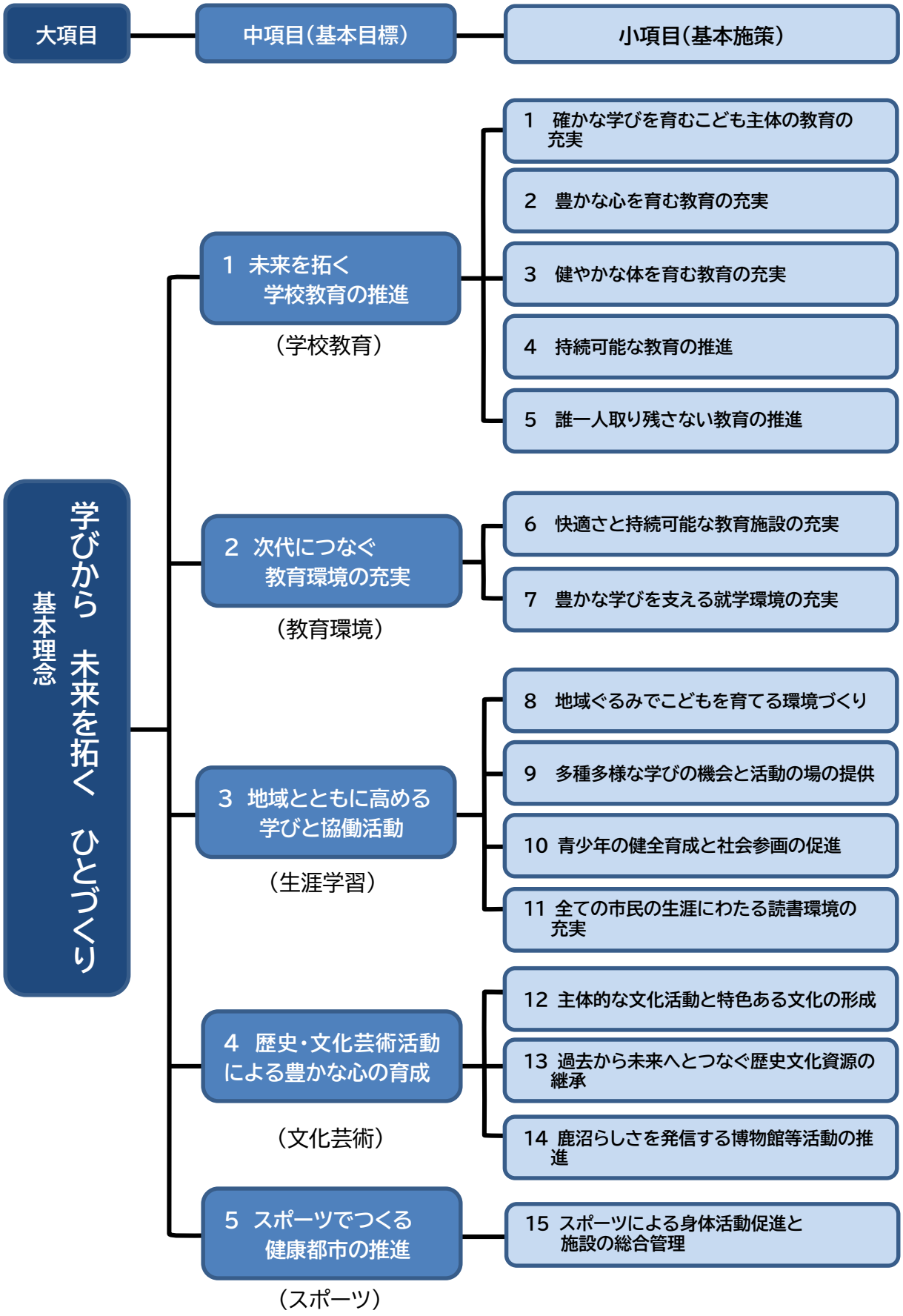
自分とは考えが違う
人たちとも対話や
協議を通じて合意を図る

◎5つの共通取組

① 「あなたはどうしたいですか」と自分で考える場面に転じるようにする。
② 活動の目的を児童生徒と共有してから始める。
③ 迷ったときは、必ず目的に戻って考え、判断できるよう支援する。
④ 必要な情報は、児童生徒が自ら収集するようにする。
⑤ 考える時間を与えず職員が答えを示したり、学習活動を作業化するような指示を出してしまったりして、児童生徒のつまずく機会を奪ったりしない。



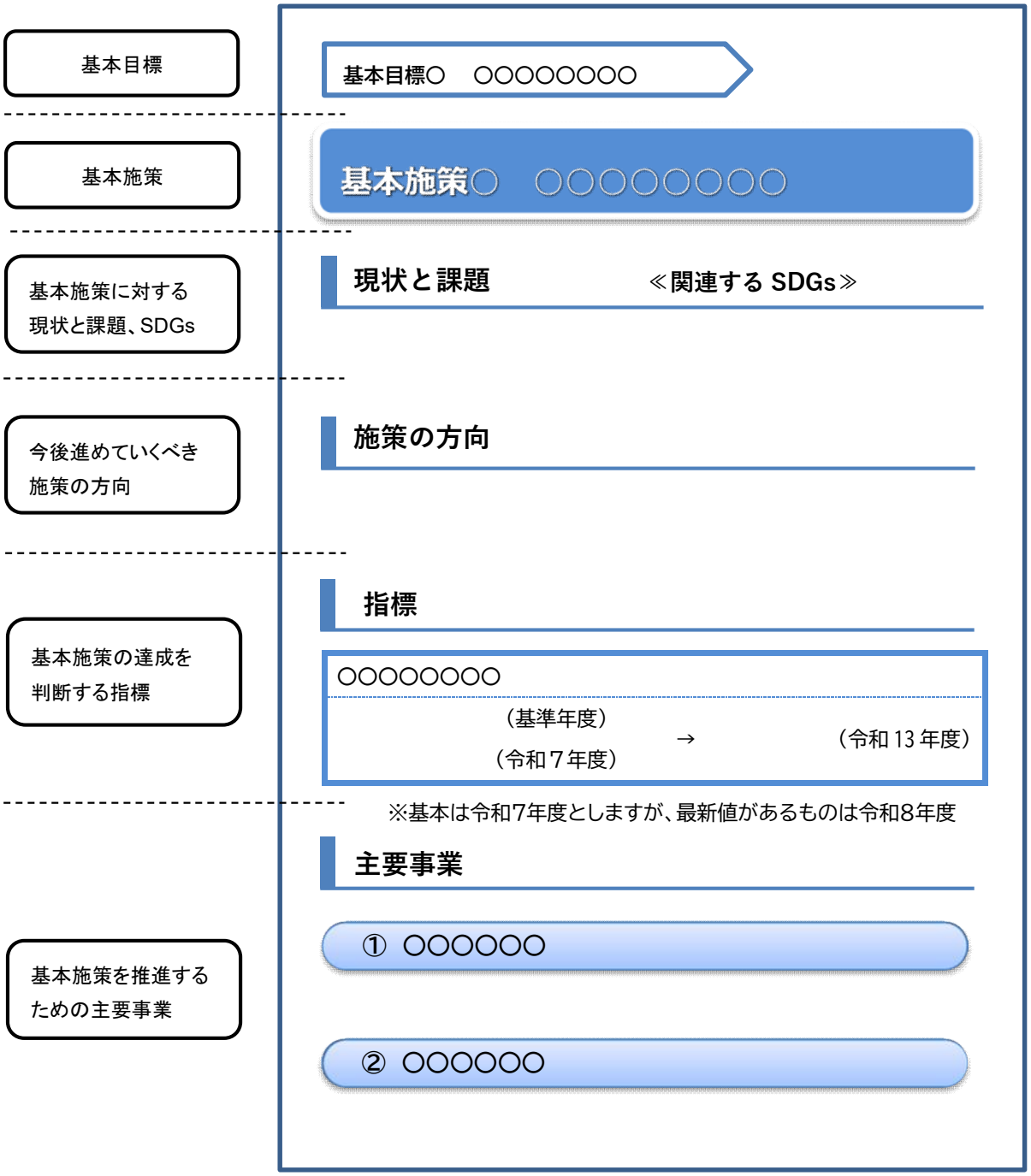
第６章　施策体系


大項目
中項目（基本目標）
小項目（基本施策）
学びから　未来を拓く　ひとづくり
基本理念
1　未来を拓く
学校教育の推進
（学校教育）
1　確かな学びを育むこども主体の教育の充実
2　豊かな心を育む教育の充実
3　健やかな体を育む教育の充実
4　持続可能な教育の推進
5　誰一人取り残さない教育の推進
2　次代につなぐ
教育環境の充実
（教育環境）
6　快適さと持続可能な教育施設の充実
7　豊かな学びを支える就学環境の充実
3　地域とともに高める
学びと協働活動
（生涯学習）
8　地域ぐるみでこどもを育てる環境づくり
9　多種多様な学びの機会と活動の場の提供
10　青少年の健全育成と社会参画の促進
11　全ての市民の生涯にわたる読書環境の充実
4　歴史・文化芸術活動
による豊かな心の育成
（文化芸術）
12　主体的な文化活動と特色ある文化の形成
13　過去から未来へとつなぐ歴史文化資源の継承
14　鹿沼らしさを発信する博物館等活動の推進
5　スポーツでつくる
健康都市の推進
（スポーツ）
15　スポーツによる身体活動促進と施設の総合管理

第７章　各論（基本目標と具体的な取組）

◆ 各論の見方

５つの基本目標を実現するために、１５の「基本施策」ごとに「現状と課題」、「施策の方向」、「指標」を明らかにした上で、今後進めていく「**主要事業**」を掲載します。



基本施策１　確かな学びを育むこども主体の教育の充実

現状と課題

≪関連する SDGs≫



◆児童生徒が様々な変化に主体的に向き合い、多様な他者と協働して創造する力や心の豊かさを身に付け、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるためには、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が必要であり、学習指導要領の着実な実施が重要です。

◆児童生徒一人一人の学習状況や教育的ニーズが多様化する中、学習内容の理解やつまずきに応じた、きめ細かな指導・支援が求められています。

◆変化の激しい社会を生き抜くためには、情報や情報通信技術などの効果的な活用が求められており、デジタル学習基盤を効果的に活用した学習活動の充実が必要です。

◆多言語翻訳・通訳ツールが身近にある今、外国語を学ぶ意義が問われています。英語力の向上だけにとどまらない、グローバル社会・多文化共生社会に必要な豊かなコミュニケーション能力の育成が求められています。

施策の方向

◆学習指導要領の趣旨を踏まえ、新しい時代に必要とされる資質・能力の育成をめざした授業改善や若手教員の人材育成に努めます。

◆自らの興味・関心・課題等に向き合い、主体的に学ぶ児童生徒の育成を目指します。

◆教員の ICT 活用指導力向上を図り、授業におけるタブレット端末等の効果的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力の系統的な育成を図ります。

◆実際の場面や課題と結び付いた「外国語を使って何ができるようになるか」を重視した授業改善を推進します。児童生徒が外国語を自分の世界を広げる道具として主体的に学ぼうとする動機付けを強化し、人間関係を豊かにするコミュニケーション活動の充実を図ります。

◆幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、接続を見通したカリキュラムの編成を促進するとともに、関係者の相互理解を深める研修会を実施します。

指標

課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）				
79.0%（小中平均）	（令和8年度）	→	85.0%（小中平均）	（令和13年度）

授業に ICT を活用して指導することができる教員の割合（学校における教育の情報化の実態等に関する調査）				
75.4%	（令和8年度）	→	90.0%	（令和13年度）

主要事業

①　教員の指導力向上　重点事業

▶教員の専門性向上と指導力向上を図ることで、児童生徒に新しい時代に必要とされる資質・能力の育成を目指します。
▶こどもたちの主体的な学びを実現するため、授業改善を視点とした研修の充実を図るとともに、教員の指導力向上に努めます。
▶教職３年目以内の教員の研修の充実を図り、若手教員の育成に努めます。

②　きめ細やかな学習支援の充実

▶多人数学級や複式学級、特別な支援を必要とする学級等を有する学校へ非常勤講師を配置し、児童生徒一人一人の学習状況や教育的ニーズに応じた指導・支援を充実します。
▶全国学力・学習状況調査の結果を活用して児童生徒の学習状況を把握し、一人一人の課題に応じた指導や学習改善を推進します。

③　デジタル学習基盤の効果的活用による教育DXと授業等の充実　*New*

▶1 人 1 台の端末とクラウド環境等の効果的な活用を通して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。
▶全国学力・学習状況調査や学校における教育の情報化の実態等に関する調査等の結果に基づいた体系的な研修機会を確保しながら、教職員の ICT 活用指導力の継続的な向上を図ります。
▶学校や家庭、地域、関係機関等と連携し、児童生徒が情報機器を適切かつ安全に利用し、情報や情報通信技術を効果的に活用できる情報活用能力の育成を図ります。

④　英語教育の充実

▶教員の英語教育研修の充実を図り、指導力向上に努めます。
▶豊かなコミュニケーション能力の向上を目指した英語教育の充実を図るために、小中学校教員と外国語指導助手（ALT・JTE）が協力して、より効果的な授業を行います。
▶各中学校との連携により、中学生の英検受験の環境整備（英語検定料補助）を進めます。

⑤　幼小連携の推進

▶幼小連携のための研修会を実施し、幼児教育と小学校教育の相互理解を深めるとともに、架け橋期の教育の充実や小学校教育への円滑な接続を図ります。
▶各小学校における「スタートカリキュラム」の充実に向けて、幼児教育と小学校教育の関係者が協働して編成・改善に取り組む研修会を実施します。

基本施策２　豊かな心を育む教育の充実

現状と課題

≪関連する SDGs≫



◆いじめや不登校、SNS トラブル等、児童生徒指導上の課題が多岐にわたる中、児童生徒が自分で考え、自分で判断し、自分の行動をよりよい方向へ調整できるようにするため、自己指導能力の育成が重要となっています。

◆こどもたちを取り巻く状況は複雑化しており、こどもたち自身がいかに判断し、行動できるかが重要であり、道徳教育を通して、豊かな心を醸成していくことが求められています。

◆人権は、全ての人が幸福に生きるための大切な権利です。一方で、不当な差別や偏見が依然として存在しており、人権尊重の意識を高める教育の充実が求められています。

◆国際化が加速し、多文化共生が日常の前提となる今日、多様な文化的・言語的背景を持つこどもたちの学びを保障することや、多様性を包括し互いに尊重し合う学習機会の充実を図ることが重要になっています。

◆こどもの読書活動は、幅広い知識や考え方に触れ、豊かな心や考える力を育む上で重要なものです。一方で、読書離れが進み、読書習慣の定着や読書意欲の向上が求められています。

施策の方向

◆児童生徒の深い自己理解に基づき、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、自発的、自立的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である「自己指導能力」の育成を目指します。

◆各学校が明確な重点目標を示した上で、道徳教育推進教師を中心とし、道徳教育をより一層充実させていきます。また、児童生徒の実態を踏まえ、道徳教育の要である道徳科の質の向上を図ります。

◆学校教育活動全体を通して、児童生徒の自己肯定感を高めるとともに、人権尊重の理念についての理解を深め、差別や偏見を許さない態度や実践力を育みます。

◆外国につながりのある児童生徒への日本語指導の充実や多様な他者との対話や協働を通した学びの場の充実を図ることで、自他の強みを理解し、互いのよさを活かしてよりよい社会を創ろうとする児童生徒の育成を目指します。

◆こどもの発達の段階に応じた読書活動を通して、読書習慣の形成に努めます。また、学校図書館の利用促進や読書環境の充実を図り、主体的に読書に取り組めるようにしていきます。

指標

学級での話合いを生かして、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいる児童生徒の割合（CBT とちまるチェック児童生徒質問）				
86.5%	（令和８年度）	→	90%	（令和13年度）

主要事業

① 自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実　重点事業

▶特別活動において、児童生徒が自分たちで考え、話し合い、決めて実行し、振り返る過程を通して、自己指導能力の育成に努めます。

▶キャリア教育※において、児童生徒が自分の興味・関心や得意なことに気付いたり、自分の将来の目標やその実現のために何をすべきかを考えたりする中で、自ら意思決定する経験を通して、自己指導能力の育成に努めます。

② 道徳教育の充実

▶児童生徒の実態を踏まえ、全ての教育活動における道徳教育推進体制の充実を図ります。また、道徳科の研修会を開催し、道徳科の質の向上、改善に努めます。

▶こどもたちが社会、自然などとの豊かな関わりの中で、読書活動、体験活動、多様な表現や鑑賞の活動及び社会参加活動等に積極的に取り組み、道徳性を養うよう努めます。

③ 人権教育の推進

▶児童生徒を対象とした人権教育講演会等を実施し、人権問題に対する正しい理解を深め、人権尊重の精神を育む教育を推進します。

▶教職員を対象とした人権教育研修を実施し、人権や人権問題についての理解を深めるとともに、人権教育に関する指導力の向上に努めます。

▶戦争の悲惨さと平和の尊さの理解に向け平和教育の充実を図ります。

④ 多様性を尊重する教育の充実

▶国際教育研修会を実施し、各学校における国際教育を推進します。

▶学校・市国際交流協会と連携し、外国につながりのある児童生徒への支援を充実させます。

▶グランドフォークス市との鹿沼市学生海外友好交流事業や、外国指導助手を活用したイングリッシュキャンプ事業を実施します。

⑤ 学校図書館の利用促進

▶学校の再編に伴い学校図書館支援員を適切に配置し、児童生徒の読書活動を促進するとともに、学校図書館の機能を生かした授業での図書活用を推進します。

▶学校図書館の蔵書や環境の充実を図るとともに、市立図書館と連携しながら家読を推進し、児童生徒の不読率の改善に努めます。

※**キャリア教育**（小中学校における）　こどもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくために必要な能力や態度を育てる教育のことです。

基本施策３　健やかな体を育む教育の充実

現状と課題

≪関連する SDGs≫



◆令和７(2025)年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、本市女子児童生徒の体力合計点は全国平均を上回ったものの、男子は下回る結果となりました。さらに、本市児童生徒は全体的に肥満傾向の割合が高く、全国に比べ「運動が好き」と回答する児童生徒が少ない傾向が見られました。

◆アレルギー疾患や感染症、災害、事故など、児童生徒を取り巻く多様な課題が複雑化する中、児童生徒が単に知識を習得するだけでなく、その知識を生かし日常生活で実践できる力を育むことが求められています。

◆朝食の欠食や食生活の乱れ、食に関する経験不足など、「食」を巡る問題は多岐にわたっており、これらが要因となり、肥満ややせ、小児期の生活習慣病リスクの増大といった健康課題も顕在化・多様化しています。

◆学校生活のみならず、日常生活においても、児童生徒が自ら進んで運動し、望ましい食習慣を形成することが重要です。これにより、生涯にわたり心身の健康を積極的に保持増進できる資質・能力を培い、健康で安全な生活を送るための基礎を築くことができます。

施策の方向

◆児童生徒が自ら進んで運動に関わろうとする態度を育み、体力の向上並びに健康の保持増進を図ることができるよう、児童生徒が運動やスポーツ、身体を動かすことが好きになるような指導・支援を行います。

◆学校における保健及び安全に関する指導を通して、児童生徒が自ら考え、判断・行動できる資質・能力の育成に努めます。

◆食物アレルギー対応について、学校と連携して事故防止等に努めるとともに、関係機関と連携して教職員の研修の充実を図ります。

◆児童生徒が望ましい生活習慣を身に付け、健康な生活を送ることができるよう、全ての教育活動を通して食に関する指導の推進を図ります。また、学校・家庭・地域が連携して児童生徒の健康の保持増進が図られるよう、学校から必要な情報を発信します。

指標

「運動やスポーツをすることが好き」かつ「新体力テストの総合評価C以上」の児童生徒の割合				
65%	（令和８年度）	→	70%	（令和13年度）

運動、食事、休養および睡眠に気を付けた生活が送れていると回答する児童生徒の割合				
80%	（令和7年度）	→	85%	（令和13年度）

主要事業

①　児童生徒の体力向上の推進　重点事業

▶児童生徒の体力向上並びに自ら進んで運動に親しむ態度の育成を目指し、各学校の実態に即した組織的・計画的な取組を推進します。

▶児童生徒が運動を好きになり、積極的に運動に関わることができるようにするための指導・支援が各学校において実現するよう教員の資質向上を図るとともに、体育・保健体育の授業改善を図ります。


体育の授業の様子

②　学校保健･安全教育の充実　重点事業

▶肥満ややせ、生活習慣病予備軍など、健康に係る課題をもつ児童生徒に対する個別指導の充実を図ります。また、学校が適切な支援・指導を推進できるよう、教職員の研修、校内の体制整備に努めます。

▶児童生徒の健康課題の予防・改善に向けた取組を、計画的かつ着実に実施するとともに、食物アレルギーについては、事故防止に向けた環境づくりに関する指導、教職員の正しい知識の習得に向けた研修の充実を図ります。


保護者への個別指導の様子

▶多岐にわたる災害や事件事故等から、児童生徒が自身の身を守るための知識・技能を習得することができるよう、学校の実態に即した安全教育の推進を図ります。

③　学校における食育の推進

▶学校給食を生きた教材として活用するために、学校行事や季節等に関連した行事食や地産地消給食などさらなる献立の充実に努めます。（例．さつきランチ）

▶児童生徒が食の楽しさや大切さを理解し、将来的に自立した食生活を送れるようにするために、栄養教諭等のさらなるスキルアップを図り、指導の充実に努めます。


給食時間に行う指導の様子

基本施策４　持続可能な教育の推進

現状と課題

≪関連する SDGs≫



◆「中１ギャップ」など、中学入学後に生じる様々な課題がある一方、児童生徒の減少により、今後、こどもたちが適正な規模の集団の中で多様な仲間と出会い、様々な価値観に触れながら、互いに学び合う教育を受けることが難しくなってきており、より良好な教育環境を実現させることを最優先した「鹿沼市小中学校再編計画」が進んでいます。

◆本市における１か月時間外在校等時間が４５時間を超える教職員の割合は、３５．４％（令和７(2025)年度）であり、依然として高い状態が続いています。このため、業務の簡素化・効率化や業務の精選を図り、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

◆少子化等の影響により学校部活動の部員数が減少し、単独での大会出場が困難な学校や、希望する部活動に所属できない生徒が増えています。また、令和５(2023)年の調査では、本市中学校教員の約８割が部活動指導に負担を感じており、自身の経験のない種目を担当するなど、時間的・身体的な負担だけでなく、精神的にも負担を感じている教員が少なくありません。このため、子どもの活動機会の確保と教員の負担軽減を両立することが求められています。

施策の方向

◆義務教育９年間を一つの学びのステージと捉え、円滑な小中接続と系統的な学びの実現、また、多様な仲間と学び合える集団の形成を目指し、小中連携教育・小中一貫教育を推進します。その際、地域の教育資源を含めた様々な人・もの・ことに触れる機会を作り、こどもたちのより豊かな学びにつなげます。

◆教育の質の更なる向上を図るため、「鹿沼市立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づく教職員の働き方改革を推進し、教職員が心身ともに健康で、いきいきとやりがいをもちながら、本質的な業務にしっかりと取り組むことができる環境を整備します。

◆こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の中心を学校部活動から「地域クラブ活動」へと展開することで、将来にわたりこどもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保していくとともに、教員の部活動に係る負担の軽減を図っていきます。

指標

学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査児童生徒質問）				
小学6年生：83.1% 中学3年生：82.1%	（令和8年度）	→	85.0% 85.0%	（令和13年度）

主要事業

①　小中一貫教育の推進　重点事業　New

▶今までの小中連携による教育的効果を精査し、学校再編後の学区ごとの小中連携教育※についてさらなる充実を図ります。
▶南押原地区で設置される小中一貫校での小中一貫教育※の基礎つくりの推進に努めます。
▶北犬飼地区での義務教育学校設立に向けて、義務教育９年間の系統的な教育課程等の検討を支援します。


小中合同運動会の様子

②　教員の働き方改革の推進　重点事業　New

▶「鹿沼市立学校における業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づく取組を推進します。
▶「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」における「業務の３分類」を踏まえた業務の見直しを行います。
▶学校における働き方改革の取組を推進し、教職員が担う業務の適正化を図ります。
▶教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、教職員のメンタルヘルス対策の充実を図ります。

③　部活動改革の推進　重点事業　New

▶中学校に設置される部活動種目から順次地域クラブを設置し、「鹿沼市部活動地域展開推進計画」に基づき、令和１１(2029)年度末までを目標に休日の部活動を地域クラブ活動へと展開していきます。
▶中学校及び鹿沼地区中学校体育連盟等と連携を図りながら、今後の学校部活動の在り方について検討していきます。
▶教員に代わって部活動を指導する「部活動指導員」の配置を進め、こどもたちの活動の充実及び教員の部活動に係る負担の軽減を図ります。

※**小中連携教育**　中学校区内の小・中が互いに情報交換、交流することを通じ、中学校への円滑な接続を目指す様々な教育
※**小中一貫教育**　小中連携教育のうち、小中学校教員が目指すこども像を共有し、９年間を通じた教育課程を編成して、系統的な教育を目指す教育

小中一貫教育実施体制
1 人の校長の下で 1 つの教職員組織が義務教育 9 年間の一貫した教育課程を編成・実施する**義務教育学校**と、小学校及び中学校別に校長、教職員組織を置き、密接に連携して一貫した教育を施す**小中一貫校**の 2 種類がある。

基本施策５　誰一人取り残さない教育の推進

現状と課題

≪関連する SDGs≫



◆こども一人一人の本来の力を最大限に発揮できるように指導・支援をしていくことが重要です。誰一人取り残すことなく、全てのこどもが自己肯定感を高め、自信を育みながら周囲の人と関わり支え合う関係を築くことができるよう、教育的ニーズを適切に把握し、インクルーシブ教育システム※を一層充実させていくことが大切です。

◆不登校(傾向)児童生徒を取り巻く問題は、依然として憂慮すべき状況にあります。その要因や背景は、複雑化・多様化しています。個々の状況に応じた支援策を適切に見極め、一人一人の気持ちに寄り添った支援を継続することが、より一層必要となります。

◆発達障害や特別な支援を要する児童生徒は年々増加傾向にあります。各関係機関と連携しながら、早期からの支援と切れ目のないサポート体制の充実をより一層図ることが必要です。

◆自己の能力を最大限に発揮し、社会の中で自立し自分の役割を果たしながら、自分らしく生きていくための力を身につけさせることが重要です。変化が激しい状況において、社会的・職業的自立を実現するために、児童生徒一人一人が、自己の生き方や進路選択に向けて先を見通す力やコミュニケーション能力などを身につけ、自分自身の将来に向けて行動できるよう支援をします。

施策の方向

◆インクルーシブ教育システムの構築のため、重層的に指導・支援を行い、通常の学級における基礎的環境整備と教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に努めます。全ての児童生徒の心理的安全性を確保し、「わかる」「できる」授業を通して自己肯定感を高め、他者と相互に支え合う関係性を構築できるよう、全ての教師の専門性を高めるための研修会を実施します。

◆学校での悩みを抱える児童生徒やその保護者、学校の教職員への教育相談・教育支援の充実を図ります。

◆医療や福祉、特別支援学校等と連携し、発達障害や不登校傾向の児童生徒の早期発見・早期対応に努め、一貫した教育支援や就学相談の充実を図ります。

◆小・中学校とこども・家庭サポートセンター等の関係機関との連携を一層強化し、児童生徒のニーズに応じた適切な教育支援を行います。

指標

校内教育支援センター設置割合				
23.0% (34 校中 8 校)	(令和8年度)	→	70.0% (23 校中 16校)	(令和13年度)

※**インクルーシブ教育システム**　誰もがお互いの人格や個性を尊重し支え合い、認め合える「共生社会」に向けて、障がいの有無に関わらず可能な限り共に学ぶことを追求する仕組み

主要事業

①　特別支援教育の充実

▶多様性を包摂し、全てのこどもが自己肯定感を高め自己の能力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育の充実を図るとともに、インクルーシブ教育システムの更なる推進に向け、研修会等を通しながら教師の専門性を高めていきます。

▶障がいのあるこども一人一人の教育的ニーズに合わせた適切な合理的配慮の提供、及び、その基礎となる環境整備に努めます。

▶医療や福祉、特別支援学校等の専門機関と連携を図り、一貫した教育支援や相談のできるシステムを構築していきます。

▶福祉部局やこども・家庭サポートセンター等と連携を図り、切れ目のないサポート体制の充実を図ることができるように支援していきます。

②　教育相談の充実

▶鹿沼市教育支援センターとして教育相談室とアメニティホームが総合的かつ一体的に連携しながら、一人一人のニーズに寄り添った教育相談を実施します。専門職員の多角的・多面的な支援や、医師を招いての医療相談を行います。

▶小・中学校における学校生活での困りごとや、児童生徒の発達面や就学先について、児童生徒・保護者等のニーズに沿った相談を行います。

▶不登校（傾向）児童生徒について、個々の状況に応じて小・中学校と情報共有を図りながら、必要に応じてアウトリーチ支援※を行います。

③　不登校に関する取り組みの充実　**重点事業**　*New*

▶不登校（傾向）児童生徒が安心して過ごせる居場所として、小・中学校における校内教育支援センターの段階的な拡充を図り、不登校支援の更なる充実に努めます。

▶「アメニティホーム」において、不登校（傾向）児童生徒一人一人が安心して過ごせる「居場所」としての機能の充実を図ります。また、様々な体験活動や人とのつながりなどを通し、社会的自立に向けた柔軟かつスモールステップでの指導・支援をしていきます。

▶各校内教育支援センターへの定期的な訪問を通して、各校との不登校支援に関する連携の強化に努めます。

▶フリースクール等民間施設との連携に関して、ガイドラインの作成を通し、児童生徒・保護者等のニーズに寄り添った支援の実現を目指します。



「アメニティホーム」

※**アウトリーチ支援**　支援側から出向き、訪問等で継続的にかかわる支援の方法

基本施策６　快適さと持続可能な教育施設の充実

現状と課題

≪関連する SDGs≫



◆令和 5(2023)年度に西小学校及び北中学校屋内運動場の長寿命化改修が完了し、令和 8(2026)年度からは西小学校校舎及びみなみ小学校屋内運動場の長寿命化改修に取り組んでいます。引き続き校舎、屋内運動場の長寿命化改修等が必要となっています。

◆校舎、屋内運動場等の施設の大部分は、更新時期を迎え雨漏りや内外装の機能低下、給排水設備や電気設備等の故障などが目立つようになっており、安全で快適な教育環境を確保するため改修の必要性が高まっています。

◆これまで、小中学校の耐震化や吊りバスケットゴールなどの非構造部材の耐震化を進め、安全性を確保してきました。今後は、窓ガラスの飛散防止対策等、更なる安全対策が求められています。

◆児童生徒が安全安心な生活を送ることができるよう、門扉やフェンスなどの防犯設備の整備や樹木の適正な管理などの安全対策が求められています。

◆児童生徒数の減少による小中学校の小規模化及び学級の少人数化が進行している状況です。義務教育における機会均等の趣旨に基づき、すべての児童・生徒に効果的な教育環境を提供するため、「鹿沼市小中学校再編計画」を策定し、学校規模による教育環境の不均衡の改善を進めています。現在、全ての学校再編計画の方針について、保護者や地域住民との合意形成が図られています。

施策の方向

◆学校の機能や性能向上を図り、長く使い続けるための長寿命化改修工事を実施します。

◆安全で快適な教育環境を確保するため、給排水設備等のライフラインの更新を行います。

◆誰もが利用しやすい施設とするため、エレベーターの整備、スロープ及び多機能トイレなどのバリアフリー化を進めていきます。

◆「鹿沼市小中学校再編計画」に基づき、こどもたちの豊かな学びと健やかな成長を第一に、小中学校の適正配置を推進し、教育環境の充実を図ります。北犬飼地区においては、中学校の敷地に市内初となる義務教育学校の新設・整備を実施します。

指標

長寿命化改修実施施設数（累計）				
2 施設	（令和8年度）	→	4施設	（令和13 年度）

学校再編計画の進捗率				
0%	（令和8年度）	→	100%	（令和 13年度）

主要事業

①　義務教育学校の整備　重点事業　*New*

▶小中一体型の校舎で義務教育９年間の系統的な学びと成長を実現させるため、北犬飼地区義務教育学校の新設を推進します。

▶先進自治体の事例研究をはじめ、保護者や地域住民、教職員、関係者の皆様の意見を伺いながら、より良い施設整備を行います。

②　小中学校の整備及び長寿命化改修　重点事業

▶児童生徒が安全で快適に学べる教育環境を確保するため、学校施設の地球温暖化に配慮した計画的な長寿命化改修を進め、良好な教育環境の整備に取り組みます。

▶学校施設の経年劣化による雨漏りや内外装等の機能低下に対する改修を行います。

▶エレベーター、スロープ及び多機能トイレ等の整備が必要な学校のバリアフリー化を行います。

▶施設の更新や長寿命化改修工事等の実施に合わせ、非構造部材の耐震対策として、窓ガラス飛散防止対策等を行います。

③　学校防犯設備等の整備

▶不審者の侵入を防ぐため、学校施設の門扉・フェンスの設置や、敷地周囲等からの見通しを確保し死角の原因とならないように樹木等の適正な管理を行います。

④　小中学校の適正配置　重点事業

▶保護者や地域住民との協議や意見交換、情報発信を通じて合意形成を図りながら共通理解を深め、小中学校の適正配置を着実に推進します。***New***

▶各統合ブロックに設置する開校準備会では、統合校の円滑な開校に向け、統合校の名称・スクールバス運行・教育課程・児童生徒への支援など、開校に必要な事項を具体的に検討・調整します。***New***

▶小中学校の適正配置に伴い、学童保育施設の適正配置や閉校施設の利活用、防災機能の確保、市の各種施策や関連事業、公共施設全体との総合的な調整・連携を図ります。***New***

基本施策７　豊かな学びを支える就学環境の充実

現状と課題

≪関連する SDGs≫



◆GIGA スクール構想の開始から 5 年以上が経過し、学習用のネットワーク環境も老朽化が進んでいることから、適切な時期での機器及びシステムの更新を実施し、児童生徒達へ関与する時間の創出のため、国が推進する校務及びネットワーク環境の構築が必要です。

◆学力の向上のためには、教育条件の改善をはじめ、児童生徒や保護者の負担軽減など、それを支える就学環境の充実が重要です。

◆児童生徒が、安全かつ円滑に教育を受けることのできる環境を整えるため、老朽化の進んだ児童生徒用机椅子の更新や、大型備品等の整備が必要です。

◆学校給食は、センター方式 2 か所、親子方式 6 か所、単独実施校 2 か所の給食調理施設で、毎日約 7,000 食を提供しています。児童生徒の就学を“食”から支えるため、安全安心な学校給食の安定的な提供が必要です。

◆小中学校の適正配置により遠距離通学者が増加し、また通学環境の課題への関心が高まるなど、全ての児童生徒が安全に通学できる環境の検討と遠距離通学への支援が重要です。

施策の方向

◆小中学校における ICT 機器の計画的な整備や更新を実施するとともに、国が推進する校務ＤＸ環境の構築を進めることで、児童生徒への対応する時間の創出を図ります。

◆義務教育の機会均等の観点から、すべての児童生徒が効果的な教育内容を享受できるよう、保護者の経済的負担軽減など就学環境の充実を図ります。

◆安全安心な給食を安定的に提供するため、長期的な改修計画に基づき、施設・設備の改修を行います。また、小中学校の適正配置と整合を図りながら、給食提供体制の再編を進めます。

◆調理員や給食主任など、関係職員への研修等を実施し、国の指針に沿った適切な食物アレルギー対応や衛生管理の徹底など、給食関係職員のスキルアップを図ります。

◆小中学校の通学環境における児童生徒の安全のため、検討や必要な支援を実施します。

◆本市の奨学金制度利用者の定住促進に向け、定住減免制度の周知を図ります。

指標

次世代型校務支援システム及びセキュリティ環境が整備された学校割合				
0%	（令和8年度）	→	100%	（令和13年度）

主要事業

①　児童生徒への就学支援

▶経済的理由によって就学困難な児童生徒への学用品等を支給し、就学援助を行います。
▶特別支援学級に入級する児童生徒への就学奨励費を支給し、経済的負担の軽減を図ります。
▶学校との緊密な連携により、対象世帯への制度周知を図ります。

②　より良い教育環境の整備

▶ 児童生徒用机椅子の計画的な更新を進めます。
▶ 老朽化の進んだ大型学校備品について計画的に整備を図ります。

③　教育のICT環境整備　**重点事業**

▶小中学校における ICT 機器の維持管理及び整備、更新を計画的に実施します。
▶次世代型校務支援システムの導入及びそれに伴うセキュリティ環境の整備を実施します。

④　通学環境の安全･支援

▶通学路交通安全プログラムに基づき、関係部局や関係機関にて組織する通学路安全対策連絡会議での検討を通じて、地域と連携しながら、通学路の安全確保を図ります。
▶統合校となる小中学校の通学路の安全管理について検討を実施します。
▶遠距離通学の児童生徒の負担を軽減し、安全安心なスクールバス等の運行による通学支援を実施します。

⑤　市奨学生の支援

▶修学意欲がありながら、経済的理由で就学困難な高校生・大学生等に、奨学金を貸与することにより、学業に専念できる環境を整え、誰もが平等に学べる機会を提供します。

⑥　安全安心な学校給食の提供

▶施設機器等改修計画に沿って、優先順位を考慮しながら、施設・設備の改修を行います。
▶小中学校の適正配置と整合を図りながら、給食提供体制の再編を進め、給食業務委託を継続します。
▶小中学校の適正配置を踏まえた給食施設整備計画を策定します。***New***
▶学校給食衛生管理基準に基づいた作業を徹底するため、関係職員への衛生管理研修会等を実施します。
▶学校給食における食物アレルギー対応について、関係職員への研修を行い、適切な対応ができるよう支援します。
▶国・県と連携した学校給食費無償化を推進します。***New***

基本施策８　地域ぐるみでこどもを育てる環境づくり

現状と課題　≪関連する SDGs≫



◆学校運営協議会が全校に設置され４年が経過し、学校運営についての熟議が進むとともに、地域住民の学校運営への関心や、参画意識も高まりをみせています。

◆地域学校協働活動※においては、学校や地域の特性に応じた活動が展開されている一方で、その活動の担い手が減少傾向にあります。

◆学校再編後の新しい学区の中で地域をどのように再構築していくか、また、コミュニティの力をどのように維持、活用していくのかなど調整が必要です。

◆こどもたちの見守り活動の実施や、各学校での実情に応じた安全対策が進められています。

施策の方向

◆学校運営協議会が学校の課題解決や学校運営の改善に寄与する仕組みとして機能するよう、協議会への参画や指導・助言等、効果的な伴走支援を行います。

◆研修会や情報発信を通じて、人材発掘・育成を進めるとともに、地域コーディネーターを適正に配置し、学校と地域を広域的・横断的に支援する体制を整えます。

◆小学校や学童保育クラブ、放課後子ども教室がそれぞれの役割を生かしながら連携し、すべてのこどもが地域の中で豊かに放課後を過ごせる仕組みを目指します。

◆各学校ごとの状況に応じた安全対策に加え、登下校時の人的な見守り活動を行うことにより、引き続きこどもたちの安全確保や事故・不審者等による被害を未然に防ぎます。

指標

1校当たりの学校支援ボランティア登録者数および学校運営協議会委員数				
57人	（令和７年度）	→	77人	（令和13年度）

スクールガード･リーダー※の１人当たりの活動時間（年間）				
80時間以上	（令和７年度）	→	80時間以上	（令和13年度）

※**地域学校協働活動**　地域と学校がパートナーとなり、地域全体でこどもたちの成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」につながるさまざまな活動です。

※**スクール・ガードリーダー**　地域の登下校時における児童・生徒の安全を確保するため、学校や地域、保護者と連携して防犯活動を行うボランティアです。

主要事業

①　コミュニティ・スクール※と地域学校協働活動の一体的推進

▶学校と地域がどのようなこどもを育てていくのかという共通認識のもと、学校運営協議会において充実した熟議が行われるよう支援します。

▶学校運営協議会での熟議の結果を踏まえ、幅広い地域住民等が活動に参画することによって、教育活動や地域学校協働活動の活性化につなげます。

▶研修会などを通じて地域学校協働活動に携わる人材の育成、資質向上を図るとともに、地域コーディネーターの適正配置、学校支援ボランティアの拡充を進め、学校と地域の連携・協働体制の強化に努めます。


学校運営協議会での熟議

▶すべてのこどもを対象とした、安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得ながら、こどもの体験活動や地域の交流を推進します。

②　地域での見守り活動の推進

▶安全安心な学校づくり連絡協議会において、各学校の安全安心対策委員会に活動支援金を交付することにより、防犯グッズの購入や見守りなどの地域の実情に応じた活動を引き続き実施します。

▶スクールガード・リーダーを委嘱し、こどもたちの見守り活動を行い、学校周辺の安全確認や活動中に発見した道路状況などを学校等と情報共有、連携することにより、引き続き、こどもたちが安心して登下校できるよう地域での体制づくりに努めていきます。


スクールガード・リーダー連絡会議の様子

※コミュニティ・スクール　「学校運営協議会」を設置している学校のこと。学校運営や学校の課題に対し、広く保護者や地域住民が参画できる。

基本施策９　多種多様な学びの機会と活動の場の提供

現状と課題

≪関連する SDGs≫



◆開催講座・イベント等について継続的に情報提供を行っていますが、市のホームページやSNS 等を活用したより効果的な情報発信の強化が求められています。

◆自分の「学び」が自己完結に終わらず、身近な人との交流や新しい活動へつながる「学びの循環」が求められています。

◆少子化による学級・生徒数の減少と学校再編による家庭教育学級の維持・活動が課題となっており、家庭教育支援の方法とあり方について整理が必要です。

◆市民情報センターや文化活動交流館など、「学びの場」の拠点となる施設の適切な維持管理、計画的な改修が求められています。

◆家庭や学校のほか、青少年が安心して過ごせる学習や交流ができる新たな居場所が求められています。

◆自己肯定感や社会性・自主性などの「生きる力」を育むためには、自然とのふれあいやさまざまな直接体験が重要です。

施策の方向

◆生涯学習情報について、画像を利用した情報発信を強化するとともに、学びの成果を地域に還元できる講師情報登録などの仕組みを整理します。

◆保護者が悩みを共有し、地域や学校とつながる場へ発展させるとともに、地域ぐるみで子育てを推進するためのリーダーの育成に努めます。

◆学びの環境を維持し、市民の利便性を向上させるため、必要な施設修繕や改修を計画的に進めます。

◆学習等ができる新たな居場所を確保し、青少年の多様なニーズに対応できる環境を整備します。

◆自然体験交流センターを拠点に、自然生活体験学習をはじめとする学ぶ機会の提供を図ります。

指標

生涯学習に係る講師情報新規登録者数（累計）				
6人(※)	（令和7年度）	→	25人	（令和13 年度）

※　単年度の数値

市民情報センター延べ利用者数				
106,309 人	（令和7年度）	→	110,000 人	（令和13 年度）

主要事業

①　多種多様な学習機会の提供と学びの循環

▶生涯学習総合情報誌や市ホームページにより行政・関連団体・市民団体の生涯学習情報を発信しながら、学習成果を発表する場の提供や、学んだ知識・技術を地域に還元できる仕組みを整理します。

▶保護者のニーズに応じた参加しやすい魅力ある家庭教育学級の運営を支援し、家庭教育を推進します。
また、少子化・学校統廃合が進む中でも、保護者同士がつながり、安心して子育てできるよう、従来の運営方法を見直しながら、交流や情報交換ができる場を設けます。

▶既存の学習スペースの他、高校生が放課後に安心して過ごせる場所を確保します。***New***



家庭教育学級研修会

②　生涯学習施設の長寿命化と利用促進

▶生涯学習施設の計画的な点検、修繕、設備更新を推進し、安全で快適な学習環境の維持・充実に努めます。

▶情報センター、文化活動交流館においては、施設整備計画を策定し、計画的に修繕等を進めます。また、利用状況を踏まえた施設の修繕・改修を行い、利便性の向上と多様な学習ニーズに対応します。

▶自然体験交流センターにおいては、施設整備計画に基づき計画的な修繕等を実施します。また、主催事業や講座の新設・改善を図り、特に閑散期における一般利用の促進に努めます。

③　自然生活体験学習の提供

▶自然生活体験学習事業基本方針により、児童生徒の「生きる力」を育むための充実した活動を展開します。

▶自然生活体験の機会を市民に提供するため「森の教室」や「かぬまっ子わくわくキャンプ」をはじめとする「わくわくネーチャー事業」等を継続するほか、成人・高齢者等を対象とした事業を展開します。

▶地域の人材を活用し、地域と共にある施設を目指し、地域活性化の促進を図ります。

▶教師を目指す学生と連携した「交流カレッジ事業」を展開し、人材育成を図ります。



かぬまっ子わくわくキャンプ

基本施策１０　青少年の健全育成と社会参画の促進

現状と課題

≪関連する SDGs≫



◆青少年を取り巻く環境は、デジタル化の急速な進展、価値観の多様化など複雑かつ急速に変化しています。

◆次世代を担う青少年の健全育成のため、家庭と地域が連携・協働した取り組みが求められます。

◆地域社会が持続可能な発展を遂げ、活力を維持していくためには、次世代を担う青少年自身が、その地域の一員として主体的に関わり、未来を創造していく意識と能力を持つことが不可欠です。

◆青少年の社会参画意識を高め、地域活動等へ積極的に参加できる機会の創出と活動支援が必要です。

施策の方向

◆心身ともに健やかで豊かな次代を担う青少年の育成を図るため、各青少年育成団体などと連携した様々な体験活動や研修等を通して、青少年を育む地域の力を維持・継承できるよう支援を行います。

◆青少年が主体となって企画・運営する活動を支援し、多様な世代や地域、団体との協働を通じて、社会参画の意識と実践力を育成します。

◆地域や世代の垣根を超えた交流により多様な価値観を認め、地域活動のリーダーとなる人材を育成します。

指標

少年指導員と連携した街頭指導の回数				
468 回	（令和7年度）	→	470 回	（令和13年度）

「20祭」参加者の満足度（「よい」以上の割合）				
92%	（令和7年度）	→	95%	（令和13年度）

主要事業

①　青少年の健全育成の推進

▶各地区の青少年育成市民会議の活動を支援し、青少年を取り巻く環境の変化に対応し地域全体で青少年の健全育成を図ります。

▶青少年の現状に即した少年指導員の活動を展開し、関係機関との連携により青少年指導センターの活動推進を図ります。

▶青少年の心身の健全な成長に資するため、青少年育成団体の自主的な活動を支援します。

②　青少年の主体的な社会参画の促進　**重点事業**

▶「鹿沼市 20 祭」事業を実行委員会※へ委託し、若者自身が主体となって企画・運営できる機会を支援します。

▶同世代の仲間と意見を出し合い、協力しながら自分たちの手でつくり上げる経験を通して、主体性や協働力、責任感を育み、社会活動への展開につながるよう支援します。

▶中高生ボランティアが自ら企画・運営を行う機会をつくり、その経験を通して地域やボランティア活動の中心的な役割を果たすリーダーを養成します。

▶Kavy（かぬまボランティアユース）※において、青少年が地域の行事等へ参加する機会を提供し、自ら主体的な活動を継続できるよう支援していきます。

▶青少年の主体的なまちづくりへの参画を促進するため、高等学校が実施する課題解決型授業において市政情報の提供やアドバイスを行い、地域の未来を拓いていくことができる人材の育成を支援します。



「鹿沼市 20 祭実行委員」の企画による祭典


キャンプをサポートするボランティア

※鹿沼市 20 祭実行委員会　毎年 20 歳の人を中心に、1 年後輩の 19 歳や OB・OG で構成されている「鹿沼市 20 祭（20 歳を祝う会）」を実施するための組織。

※Kavy　自分たちで学び、様々な分野のボランティア活動へ参画することを目的として活動している青少年のボランティア団体。

基本施策１１　全ての市民の生涯にわたる読書環境の充実

現状と課題　≪関連する SDGs≫



◆スマートフォンやデジタルコンテンツの普及により、全世代で活字離れが深刻化しています。本に触れる機会を日常的に創出するためには、いつでも気軽に本に触れられる環境づくりが急務となっています。

◆視覚や身体の特性、加齢による視力低下、あるいは言語の壁など、多様な背景により通常の活字書籍での読書に困難を抱える方（読書バリアフリー対象者）が読書を楽しめるよう、個々の特性に応じた多様な支援サービスの充実が求められています。

◆図書館本館及び粟野館は、築 35 年以上が経過しバリアフリー化が遅れており、東分館についても築 20 年以上が経過し、3 館とも経年劣化等による不具合が出ています。計画的な設備及び施設の改修や更新が必要となっています。

施策の方向

◆家庭・学校・地域が一体となった協働体制のもと、本と出会う「機会と仕組み」を構築するとともに、それを必要とする層へ確実に届けるための効果的な情報発信を推進します。

◆生涯の読書習慣の基礎を築く乳幼児期から発達段階に応じた読書活動に力を入れて取り組んでいきます。

◆通常の活字書籍での読書に困難を抱える方が、誰もが等しく読書の喜びを感じられるよう、支援サービスの充実を図ります。

◆老朽化が進む中で快適な読書及び学習環境を提供するため、優先順位を付けて適切な修繕等を行いながら、木のまち「かぬま」にふさわしいぬくもりのある空間の創出を目指します。

指標

市民１人当たりの年間貸出点数（点）				
5.25 点	（令和 7 年度）	→	5. 25 点	（令和 13 年度）

年間来館者数（3館合計）				
221,791 人	（令和 7 年度）	→	231,900 人	（令和 13 年度）

主要事業

①　読書の推進　**重点事業**

▶居住地域にかかわらず、誰もが身近に本と出会い気軽に読書を楽しめる環境をつくるため、コミュニティセンター等への定期的な配本やリクエスト対応を行う「貸出文庫」を継続するとともに、効果的な情報発信を強化します。

▶学校図書館支援員、読書ボランティア、市立図書館職員等の連携・協働を強化し、地域全体で読書活動を支える人材育成を一体的に推進します。

▶乳幼児期からの読書習慣形成のため、赤ちゃんと保護者に絵本をひらく楽しい体験と絵本をセットでプレゼントする「ブックスタート」事業を継続して実施します。

▶大活字本や点字、音訳、多言語等のバリアフリー図書を整備するとともに、関係部局やボランティアと連携した支援サービスを充実させ、通常の活字書籍での読書に困難を抱える方へサービスや読書の魅力を確実に届けます。



こども司書によるおはなし会



高校生が作成した本の POP

②　図書館の環境整備

▶安全、安心で快適な読書及び学習環境を継続的に提供し、木質化等によるぬくもりのある空間作りを進めます。***New***

▶従来の、「静かに本を読む、借りる場所」としてだけではなく、多様化するニーズに応え、サードプレイス※として、立ち寄りやすさや居心地の良さを備えた、より多くの人の居場所となる図書館を目指します。

▶計画的に設備及び機器の改修や更新をしながら、今後の図書館（施設）のあり方の検討を行っていきます。

※サードプレイス　自宅（第 1 の場所）でも職場・学校（第 2 の場所）でもない、「個人として心地よい時間を過ごせる、3 番目の居場所」。家庭や仕事の役割から解放され、自分自身に戻れる場所。

基本施策１２　主体的な文化活動と特色ある文化の形成

現状と課題　≪関連する SDGs≫



◆超少子高齢社会の進展やコロナ禍での文化活動の制限を経て、文化芸術活動に参画する市民が減少傾向にあることから、それらの活動に参画しやすい環境を整える必要があります。

◆上記と同様の理由で、各活動の後継者の不足が顕在化していることから、次世代を発掘・育成する取組を実施していく必要があります。

◆若者をはじめ様々な世代が伝統文化や芸術に興味、関心を持てるよう、小中学生の頃から多様な文化芸術に触れる機会を創出することが求められています。

◆学校部活動の「地域クラブ活動」への展開を推進するため、文化芸術活動団体等との連携を図る必要があります。

◆文化芸術活動の拠点施設「文化の杜」（市民文化センター）は、建物や設備の老朽化が進んでおり、長寿命化のため計画的な改修・修繕が必要です。

施策の方向

◆市民による文化芸術活動や指定・未指定の文化財の再発掘・活用を図り、地域づくりにつなげることができる全体の枠組みをつくります。

◆市民と行政との協働・共創による文化芸術事業を推進することにより、市民が文化芸術に関わりやすい機会をつくります。

◆こどもたちが文化芸術に関わる機会を創出し、新たな人材の発掘や次世代の継承に向けた取組を行います。

◆市民文化センターの長寿命化を目的とした整備計画を策定し、段階的な改修を図ります。

指標

市民文化祭参加者数				
5,556 人	（令和７年度）	→	7,137 人	（令和13年度）

市民文化センター利用者数				
95,962 人	（令和７年度）	→	96,441 人	（令和13年度）

主要事業

①　鹿沼ルネサンス構想の策定と推進　重点事業　*New*

▶「鹿沼ルネサンス構想」に基づき、市内の歴史・文化・芸術分野の様々な資源を活用して、未来に向けた新たな地域づくりにつなげる取組を実施します。
▶市域に点在する地域資源をリスト化し、公開・活用を図ることで、市民の郷土への愛着心を深めるだけでなく、対外的にも鹿沼の魅力を広く発信します。
▶市民文化祭、市民美術展、市民書初め展、市民文化センター自主事業などの文化芸術に係る事業を通して、文化の振興を図ります。
▶新たな人材の発掘や次世代の継承に向け、文化芸術団体との協働・共創により、こどもたちが文化芸術を体験する機会を創出します。



文化芸術活動を通した世代間交流を図る「meet with KANUMA」



次世代への伝統文化の継承を図る「伝統文化親子教室」

②　文化の杜（市民文化センター）の活用促進

▶市民との協働・共創による多彩な自主事業・科学館事業を展開することで、多くの利用者が文化芸術に触れることのできる機会を提供します。
▶文化芸術活動の次世代への継承のため、若年層に向けた文化芸術活動の参加促進と発表機会の創出による自主事業に取り組みます。
▶老朽化が進む市民文化センターの改修のため、整備基本計画や基本設計、実施設計を策定し、計画的な長寿命化を図ります。

基本施策１３　過去から未来へとつなぐ歴史文化資源の継承

現状と課題　≪関連する SDGs≫



◆文化財保護法及び、「文化財保存活用地域計画」に基づき、行政・市民・関係団体・専門機関が協力しながら、地域総がかりで「歴史文化資源」※を守り、活かす体制を構築する必要があります。

◆未調査や、継承が危ぶまれる歴史文化資源の継続して調査・収集・研究を進め、その成果の公開・活用が求められています。同時に、文化財の指定・登録を進め保護のための取組を行う必要性があります。

◆少子高齢化や過疎化により存続があやぶまれる各地の伝統行事・郷土芸能に対し、保存団体等とともに継承に向けた方策を講じる必要があります。

◆歴史文化資源の継承のためには、その種別・性格に応じた専門性が不可欠であり、適正な専門職員の配置が求められます。

◆市史編さん事業や埋蔵文化財発掘調査・古文書調査・歴史的公文書の引継ぎ等の様々な調査活動により膨大な資料が収集され、収蔵スペースが不足しています。市民の貴重な財産であるこれらの資料の整理・保存・管理を継続するとともに、学習教材として活用するための施策が求められています。

施策の方向

◆「文化財保存活用地域計画」に基づき、市・市民・各種関係団体・専門機関が協力連携しながら、役割に応じた活動を展開します。

◆「歴史文化資源」の調査・収集・研究を進めるとともに、記録保存の促進及び公開、活用を強化します。

◆文化財の指定・登録を進め保護のための取組を行います。

◆伝統行事・郷土芸能の継承のため保存団体と連携した継承の仕組みづくりを支援します。

◆適切な収蔵スペースの確保と環境管理により収集資料を後世に継承するとともに、教材としての効果的な活用を進めます。

※歴史文化資源　指定・未指定を問わず文化財保護法第 2 条で規定される 6 類型(有形文化財･無形文化財･民俗文化財･記念物･文化的景観･伝統的建造物群)、「埋蔵文化財」、「文化財の保存技術」のほか、地域特有の風土の中で形成された地名や方言、伝承、オーラルヒストリー（口述歴史・証言記録など）などの文化的所産を指します。

指標

指定等文化財調査及び保護支援件数（年間）				
74 件	（令和 7 年度）	→	80 件	（令和 13 年度）

歴史文化資源調査件数（年間）				
23 件	（令和 7 年度）	→	25 件	（令和 13 年度）

主要事業

① 文化財の継承

▶「歴史文化資源」を文化財として指定し、既に指定されている文化財と併せて、保護・保存のための支援策を実施します。
▶保存団体等と連携を図り、地域伝統行事の後継者育成を支援します。
▶埋蔵文化財の適正な保護と成果公開に向けた調査・整理活動を推進します。



彫刻屋台の修理及び記録保存

② 歴史文化資源の調査と活用

▶市内の様々な歴史文化資源の調査、収集、整理活動を推進します。
▶歴史文化資源の現状把握や記録保存の促進及び公開、活用を強化します。
▶適切な保存・公開活用・研究に資するため資料や行事に関してデジタル化を推進します。





市内の「歴史文化資源」の調査

基本施策１４　鹿沼らしさを発信する博物館等活動の推進

現状と課題　≪関連するSDGs≫



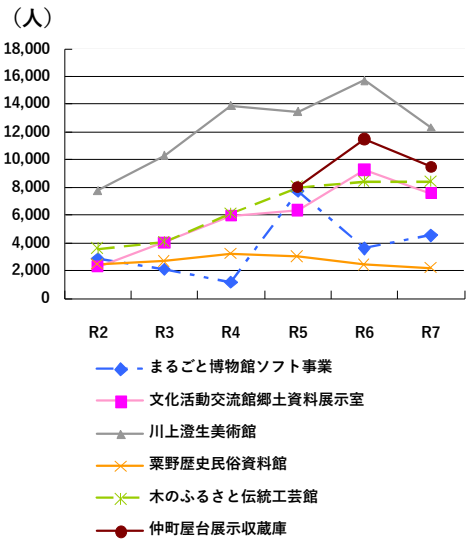
◆鹿沼市の自然や歴史・文化の魅力を発見・再評価して市内外に発信するために、市民協働による博物館活動（収集・保存→調査・研究→活用）のサイクルを構築する必要があります。

◆市民協働による博物館活動の成果を地域に還元し、さらに多くの市民に博物館活動への理解と歴史文化資源に対する関心を広げる必要があります。

◆博物館法の改正により、「社会包摂」「地域社会との連携」「市民参加」「対話型学習」など新たな社会的ニーズに応えた博物館が必要となっています。

◆まるごと博物館の活動を主導し、活動全体を有効に機能させるための核となる施設（「中央館」）の存在が必要です。

博物館事業の参加者数



鹿沼まるごと博物館とは

市全域を屋根のない博物館として捉え、従来の博物館資料はもちろん、美しい自然やまちなみ、祭りや伝統の技といった建物に収まらない地域資源にも目を向ける総合的な博物館です。

鹿沼まるごと博物館は、文化活動交流館郷土資料展示室、川上澄生美術館、粟野歴史民俗資料館、木のふるさと伝統工芸館、仲町屋台展示収蔵庫、屋台のまち中央公園屋台展示館、千葉省三記念館などの施設や各地に点在する地域文化資源から構成されます。

施策の方向

◆市民協働共創による「まるごと博物館事業」を展開します。

◆企画展・各種講座などの実施を推進します。

◆地域への理解と愛着を醸成するため、学校教育や生涯学習の場において調査成果に触れる場を増やします。

◆まるごと博物館の中核を担う「中央館」の整備を検討します。

◆既存展示施設の管理運営と展示の充実を図るとともに、地域資源の適切な展示と保存を図るための施設の修繕を行います。

指標

まるごと博物館事業参加者数				
4,549 人	（令和 7 年度）	→	5,503 人	（令和 13 年度）

川上澄生美術館入館者数				
12,340 人	（令和7年度）	→	15,500 人	（令和 13 年度）

主要事業

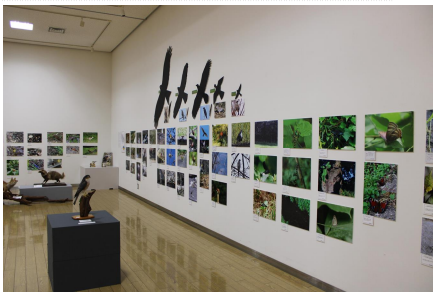
① まるごと博物館事業の推進　重点事業

▶博物館活動を主導し、様々な歴史文化資源や施設、市民などネットワーク全体を有効に機能させる「まるごと博物館中央館」の整備を検討します。***New***

▶市民学芸員の養成を推進し、市民協働による博物館活動の活性化を図ります。

▶多くの市民が歴史文化資源に触れる機会を作るため、企画展・各種講座などの実施を推進します。

▶学校教育や生涯学習で調査成果等を活用し、地域への理解と愛着を醸成します。



第 30 回自然はともだち展
～変わりゆく／今なお残る鹿沼の自然～

② 魅力ある川上澄生美術館の運営

▶企画展示を開催し、川上澄生や木版画の魅力発信を行います。

▶木版画大賞などの公募展や教育普及事業を開催し、木版画文化を振興します。

▶貴重な美術品を適切に保存・展示するための施設の維持・管理を行います。



川上澄生の作品や公募展などを通して
木版画文化を振興する川上澄生美術館

基本施策１５　スポーツによる身体活動促進と施設の総合管理

現状と課題

≪関連する SDGs≫



◆幼児期のこどもにとって身体活動とは遊びの中で体を動かすことです。成長の過程でスポーツに関心を持ったり将来の健康寿命延伸など運動習慣は長期的な健康に影響があります。こどもが元気に遊び運動習慣が身につくかは、周りの大人の理解と協力が必要となります。

◆成人のスポーツ活動実施率は低く、特に働き盛り世代や子育て世代が低い傾向にあります。仕事や家事等で時間がないことが理由のため、忙しい中でできる運動やスポーツのきっかけづくりなど日常生活の中で身体活動を増やす取組を進めることが必要です。

◆高齢者のスポーツ実施率は高く、実施の理由は健康増進や交流・ふれあいを目的にしている傾向が高いです。このためスポーツを通じた交流の機会を増やすことが必要です。

◆障がい者のスポーツ活動については、気軽にスポーツ活動をするためにインクルーシブスポーツの普及や障がい者と健常者が共にスポーツを楽しむために相互理解の促進が必要です。

◆市内のスポーツ施設は建築から 30 年以上経過した施設が多く、計画的な施設の改修、適正配置を進める必要があります。

施策の方向

◆年齢や性別、身体の状況に関わらず、誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ楽しめるよう、「する・みる・ささえる・しる」といった観点から、市民の誰もが「いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツに親しみ健康で豊かな生活を送れるまちづくりの実現を目指します。

◆スポーツ少年団やスポーツ協会、地域スポーツクラブ等、地域スポーツ活動の充実と部活動の地域展開支援を図り、地域の方がよりスポーツ活動に参加しやすい環境を整えます。

◆全国区となっている「さつきマラソン大会」や「平野早矢香杯卓球大会」をはじめ、かぬま文化・スポーツ振興財団主催の大会など、各種大会を通じて、交流人口の拡大に努めます。

◆大規模な改修や修繕を必要とする施設については、利用状況や整備方針及び費用面などから、計画的な改修を行うとともに、地域のスポーツ活動に配慮しつつ、集約も進めます。

指標

市民の身体活動習慣者(※1)の割合（市民世論調査での集計）				
—(※2)	（令和8年度）	→	35%	（令和 13 年度）

※１　１回 30 分以上の身体活動を、週２回以上実施し、１年以上持続している人
※２　新規に設定した指標のため令和７年度の数字なし

スポーツ施設の稼働率				
67.6%	（令和7年度）	→	71.5%	（令和13年度）

主要事業

①　ライフステージに応じた身体活動の促進　**重点事業**

▶今日の楽しみと将来の健康を目的として、幼児期からの運動習慣形成を促進します。
▶多世代の市民が身近で永く身体活動を続けられるよう、スポーツ団体の活動と人材育成を支援します。
▶官学連携による身体活動促進による健康増進プログラムを多分野で連携して構築し市内に展開します。　***New***

②　スポーツ系事業を通じた人的交流の促進

▶さつきマラソン大会の内容充実と魅力向上により、リピーターや鹿沼市への再訪を増やし、市民との交流促進を進めます。
▶平野早矢香杯卓球大会をはじめとした各種スポーツイベント等を行い、交流人口を増やすとともに、市民がスポーツに取り組む機会を提供します。

③　スポーツ環境の整備と利活用の促進

▶自然の森総合公園や鹿沼運動公園等の大規模改修・修繕、再整備、各施設の適正配置については、利用ニーズを踏まえながら計画的に進めます。
▶学校体育施設の開放による生涯スポーツ活動の充実を図ります。



鹿沼さつきマラソン大会


自然の森総合公園